

予算特別委員会

3月11日（木）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第13号 平成22年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ

いて

2 「議案第14号 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」

の審査について

3 「議案第15号 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

4 「議案第16号 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい

て」の審査について

5 「議案第17号 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の

審査について

6 「議案第18号 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定について」

の審査について

7 「議案第19号 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査

について

○出席委員（12名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 安藤欣男委員

10番 松本美子委員

11番 渋谷登美子委員

12番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

藤野幹男議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
主査	菅原広子

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
高橋兼次副町長	
安藤實総務課長	
井上裕美政策経営課長	
中西敏雄税務課長	
中嶋秀雄町民課長	
山下次男町民課保険・年金担当副課長	
岩澤浩子健康福祉課長	
山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長	
田島雄一環境課長	

水	島	晴	夫	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
小	澤		博	上下水道課長
奥	平	清	人	上下水道課管理担当副課長
富	岡	文	雄	上下水道課施設担当副課長
山	下	正	幸	上下水道課下水道担当副課長
田	幡	幸	信	会計課長
加	藤	信	幸	教育長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 皆さん、おはようございます。ただいま出席委員は 12

名であります。定足数に達しておりますので、予算特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第13号議案 平成22年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全各局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、4名であります。最初に、第11番委員、渋谷登美子委員、第7番委員、川口浩史委員、次に第8番委員、清水正之委員、最後に第3番委員、金丸友章委員であります。

それでは、最初に第11番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 それでは、7点ほど質問させていただきます。

まず、最初なのですけれども、広域路線バスとデマンド交通の関係なのですが、質疑の中でもときがわ町の部分が負担金が少ないのではないかと
いうお話があったのですけれども、私はむしろこれはちょっと大変なことになっているなというふうに思っておりまして、嵐山町と一緒に広域路線バスの
運営を行っているときがわ町は、もともと移送サービスのNPO法人の方が
いらして、国の審議会にも入っているような方なので、デマンド交通をかなり
先進的な課題として行っているわけなのですけれども、伺っていますとき
がわ町のほうは非常にやっぱり不便が多いので、ミニバスを新たに開発し
て、イーグルバスと一緒に開発をしてミニバスで住民の路線もつくって、その
ほかにデマンド交通をつくっていくという話を聞いているのですね。

そうすると、ときがわ町の思っているらっしゃる、町民の思っているら
路線バスと、嵐山町の必要とする路線バスの経路が異なってくるかなと思っ
ていまして、嵐山町にとっては広域路線バスの活用が難しくなることが予測
できるなと私は思っているのですけれども、デマンド交通のあり方と広域路
線バスのあり方を、同時にときがわ町の動きも進めながら進めていかないと
難しいのではないかなというふうに思います。

今、職員で検討してからというふうな話があったわけなのですけれども、
南部地区の場合はその部分がかなり苦しい状況になっていくかなと思う
のです。北部のほうは何とかなるのだと思うのですね。4路線のうち2路線

が北部のほうですから。南部のほうは1路線だけで、それが難しいなというふうに考えているのですけれども、その考え方を伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目なのですけれども、今回の22年度予算では、環境基本条例の制定と第5次総合振興計画の策定という形で、これとても重要な課題になってくると思うのですけれども、第5次総合振興計画は国の、私は地方分権と言いたいのですけれども、地域主権という考え方にのっとってやっていくということで、地域主権の考え方にのっとっていくというのは住民自治がまず第一になってくるわけですが、私は以前、河井議員や川口議員も質問したと思うのですけれども、嵐山町まちづくり条例をつくるべきではないかという、私もやったことがあると思うのですけれども、町長に質問したときに町長の答えが私は見事だったので覚えているのですけれども、私はここまで言えないなと思ったのは、町民意識の醸成ができるまで町民のまちづくり基本条例というものはつukらないという形で現在まで来ているのですね。

このところで、環境基本条例と第5次総合振興計画についての町民参加のあり方というのはかなりはっきりしていかないといけないと思うのですが、今の現状ですと環境基本計画は20人ですか、そして、ごめんなさい、総合振興計画は20人だったのかな、そして環境基本計画が5人、ちょっと人数的なのをチェックしていないのですけれども、パブリックコメントだけでそれで住民参加の形が進むという形になってくると思うのですけれども、それはち

よっとまずい、貧しいかなと思ってまして、ひとつまちづくり基本条例がない中でこの少子高齢化社会を乗り切っていかなければいけないわけですね。それをどのようにして町民に参加を求めていくのかということを一ポイント。

私は、町民のパブリック意識の醸成、公共意識の醸成というのを町長の考え方を伺いたいと思うのですね。ここの中において、環境基本条例と第5次総合振興計画というとても重要な形になってきています。その部分で特に言いますと、私は前回小川地区衛生組合に生ごみの請願をしたのですが、そのとき言われたことが、直接ではないのですが、言われたことがあって、小川町では環境基本計画をつくる時に100人の住民が加わって環境基本計画をつくっていて、嵐山町は何もしていないのにそういうふうなところに持ってくること自体が問題だというふうに言われた覚えがあるのですね。これは厳しいなと思ったのですが、そういった町民をどのようにしてこの環境、すみません、環境基本条例をつくと当然環境基本計画と、それから年次報告というのはセットになって出てくるものですから、そういったことの方針も伺いたいと思いますけれども、第5次総合振興計画は23年度で、そして環境基本計画は環境基本条例と同時に行っていくのであれば、やはり同じような形をつくっていかなければいけないと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

特に財政分析が必要なのですよね、第5次総合振興計画をやっていく上では。今は、施策評価は出ているのですが、財政分析までは出てい

ないですよ、今の状況で。その中で第5次総合振興計画をつくっていかなくてはいけないので、その点についての考え方を伺いたと思います。

それから、3点目なのですが、各種審議会や私的諮問機関の会議録のあり方なのですが、第5次総合振興計画をつくる時にはどういうふうな形でやっていくのかなと思っているのですが、第4次総合振興計画をつくる時私はほとんど傍聴していたのですが、そしてその傍聴の部分というのは必ず全部会議録が起こされていたのです。

今の状況の中で、それは職員が会議録を起こしていたのですが、職員が会議録を起こしていくというのは非常に厳しい状況にあるなと思っていて、双方の考え方を持っていて新たな形、いわゆるITでどなたかを嵐山町が直接雇用する形にしてその方をお願いしていくというふうな方法がいいのかなと思っています。会議録センターに頼むと1カ月、2カ月かかってしまうのですが、きっと会議録センターもどこかに内職のような形でおろしていくのだろうというふうに推測できます。それについての考え方伺います。

それと、その他のものについては要点筆記、嵐山町の場合は状況が厳しいので、職員状況も厳しいので要点筆記でも構わないと思うのですが、少なくとも発言者と発言内容がわかるものに要点筆記のものでも変えていかなくてはならないと思うのですが、それが住民の情報公開とか住民参加の第一歩になると思うのですが、その点についてどのような考え方を持つ

ているか伺いたいと思います。

次に、第4点なのですけれども、まちづくり交付金事業も最終段階になってきているのですけれども、特に中央区まちづくり交付金事業なのですが、22年度、23年度で実施、最終のところまでいけるのかなというものがあるのですね。というのは、菅谷2の21号線の場合はA工区になるのですか、あそここのところは旧の254国道の手前のほうは左側の、こちらから行くと左側の畑側を歩道にしていくのかなと思うのです。旧の254を渡ったほうは、今度なごみ側の歩道を拡幅していくという形で、道路の中央の位置が変わってくるかなというふうにも考えています。

その場合どうしていくのかなというのと、それともう一つ、あそこにも消防車庫があって、その消防車庫をまたどこかに移さないと歩道が拡幅できないのかしらというふうな感じで見ているのですけれども、いろいろ難しい部分があって一遍に、順番よくやっていけば動かしてまたそっちを戻していくという形もできるかなと思ったりするのですけれども、その点を伺いたいと思います。

菅谷-東西線については、公共の物件がなくて民間の物件だけなのだろうなと思うのですけれども、菅谷3号線については、今シルバー人材センターのあるところに商工会が入っていくとなると、その菅谷3号線と前の道路の歩道の部分を多分入れかえるのだなというふうに考えていましたので、その部分とかの手順というのが23年度で終わるのかどうかということが気

になっていまして、スケジュール的なものもあわせて伺いたいと思います。

次に、5番目なのですが、企業支援課と産業振興課に分けられて、私は産業振興課が農林水産中心になることで耕作放棄地とか、それから荒れた山林についての対策が進むというふうに期待しているのですが、今の当初予算ではその内容自体の充実がわからないのですが、その点について22年度ではどのような形で進まれていくのか伺いたいと思います。

次に、6番目にいきたいと思うのですが、補助金のあり方なのですが、各種団体補助のあり方というのは何度も質問をして、その都度見直しをしていくというふうに言われているのですが、嵐山町の場合、監査でも団体補助については、主任監査委員のお話ですと、主任監査委員は嵐山町が適正に補助金を出しているかどうかというところまでは監査できるのですが、団体補助の内容についてはまだ監査できない状況になっているというお話でした。

私は、いろいろの団体の収入と支出というものを全部を見ていないのですが、今の国の事業仕分けでは、第2次事業仕分けの中では、交付金が50%以上入っているものに関しては、地方や国の交付金が50%以上入っているものに関しては事業仕分けの対象としていくという感じになっているのですが、私は補助金団体に関しては補助金団体の監査をそのまま信用するというか、運用するのではなくて、少なくとも団体収入のうち補助金

額が50%以上超えるものについては、領収書の添付やそれで事業実績がわかるものの添付、そして嵐山町の監査自体が入っていけるような状況に変えていかなくてはいけないと思っているのですけれども、その点について伺いたいと思います。

次に、7番目なのですけれども、町の人権教育のあり方なのです。町の人権教育の拠点として、吉田集会所が位置づけてあるのですけれども、私もちょっと見たのですけれども、吉田集会所に関しては文教厚生委員会でも資料として生涯学習課から資料いただいたのですけれども、20年度と21年度についてはふれあい講座とふれあい塾以外は使用された記録がないというふうになっているのですね。

ところが、部落解放同盟嵐山支部の監査記録を見ていると、そこで監査を実施したとか書いてあって、多分そこで、自宅とかほかの場所で総会をしているというふうには考えられないので、そこでもうそういった形での使用があると思うのですけれども、無料であるために、そしてなおかつ管理人自体が12年の8月から20年の1月までは、その団体の議員がやっていたわけですよ。それが違法だったということがわかったわけですよ。その後、1月と2月の部分については住民の方をお願いしているわけなのですけれども、その記録もなくてはいけなかったはずなのですけれども、それがなくて、21年度についても使用記録がふれあい塾とふれあい講座以外はないという形になってくるのですね。

そうすると、管理費自体を払っていることが公共施設としてはあり得ない形になってくるのですけれども、これは吉田集会所は一応公の施設なので、管理費を払っている以上管理責任というのはそこに出てくるわけなので、もしこれが公の施設であるという形でやるのならばそれははっきりとさせていく必要がありますし、公の施設ではなくて民間の私的団体に利用が、使っている施設であるのならば、その私的団体に管理を移譲するという形にしていけないといけないと思うのですね。そこには、公の施設と市の施設としての利用の混同があると思うのですね。そして、ふれあい塾とふれあい講座は嵐山町のほかの施設でも行うことができますので、その点についての考え方を伺いたいと思うのです。

次に、補助金団体と町との関係なのですけれども、町は経済的に補助金のあり方として、ごめんなさいね、重なっていると思うのですけれども、町民にできない部分を町の経費で補うという考え方が補助金の一つのあり方であると思うのですね。そして、もう一つのやり方として、今育っていない公の意識をつくるために団体を育成するという考え方で、町が補助金を住民団体に出していくという考え方とあると思うのです。部落解放同盟嵐山支部と嵐山町との関係では、町はどのような立場に立って補助金をそこに出しているのか伺いたいと思うのです。

次に、3番目なのですけれども、この町の人権教育のあり方の3番目なのですけれども、ずっと122条報告を私が持っている範囲のをすべて調べ

てきたのですけれども、嵐山町の人権教育はほとんどすべて同和教育になっています。人権推進教育会議の会議録も見ていまして、人権と書いていながら括弧して同和というふうな形になっています。学校教育に関しても、それぞれの人権教育の推進協議会の会議録を見ていますと、それぞれ学校の人権(同和)教育という形になっていまして、同和教育の中にすべてが含まれている形で人権教育が進んでいるのですね。

私は、水平社運動があったのが1929年ですか、大正11年だったと思うのですけれども、水平社運動が起きてからそれなりの動きがあって、被差別部落への差別というのは人権侵害というのは確かにあったと思うのですね。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ですけれども、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待や外国人差別や、そして新しい課題ではITによる子供へのいじめとかそういったもので、韓国の方が自殺したりとかそういった形になっていて、日本でもかなり大きな問題になっているのですけれども、今の嵐山町の人権教育は同和教育として行われ、人権問題が同和问题として進んでいるのですけれども、この問題は人権の考え方と人権教育の考え方を組みかえていく必要があると思うのですけれども、被差別部落の問題もほかの問題と一緒にものとして統合して同和教育として考えるのではなく、人権問題の一つとして考える方向に動くべきだと思っているのですが、その点についての考え方を伺います。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、広域路線バス、デマンド交通についてまず答えさせていただきます。

委員さんのお話ですと、ときがわ町でデマンド交通の考え方が大分進んできているのではないかと。それで、それによってはときがわ町のそのバスシステムが変更になって、それで路線バス、今嵐山駅につながっている路線バスが今と違った状況になりはしないか。そういうふうになったときに嵐山町では困る。ですから、早く対応をとったらどうかというご意見、よろしいですね。

○渋谷登美子委員 はい。

○岩澤 勝町長 はい。その件でございますけれども、担当のほうでも情報をとっているわけですが、ときがわ町のほうからは、これから町でも考えていく、考え方が決まり次第また相談をかけるかもしれないというような話は来ておりますけれども、それ以上の話は来ていないということなのですね。

それで、嵐山町でもそのデマンド交通、前から言っていますけれども、きょうからもう始めたいわけですよ。しかし、一番の問題というのは経費、これがどこまでかけられるかにかかっているのですね。幾らでもかけていいよということであれば、あしたからでもできるわけですよ。だけれども、嵐山町に

合った中で、しかも経費で安く効率的な形で、それで町民も満足できるようなものというのはどうしたらいいのだろう。それであるので苦労しているわけで、近隣を、あるいは全国の成功例みたいなもの、そしてまた失敗例というようなものも検討していこうと。そして、嵐山町に合った、嵐山町の財政状況の中にあって、取り組めるその範囲がどの辺かということも踏まえて嵐山方式をつくっていききたいというふうに思っています。

ときがわ町については、話がそういう状況でまだ詳しい話来ておりませんので対応の仕方がない、今の状況で考えているということでございます。

次のあれが環境基本条例、そして総振が新しくなるということで、その考え方ですよ。その総合振興計画の中にしっかり環境基本条例を組み入れていきなさいよ。それには、近隣の例もお話しされましたけれども、住民の話をよく聞いて取り組んでいく必要があるということによろしいですか。

それで、それについては、きのうもその環境基本条例の議論の中で、町民からのそうやって手を挙げてやってくださる人、何ていったっけ。

〔「公募ですか」と言う人あり〕

○岩澤 勝町長 公募、公募委員さんも含めて環境条例をつくっていききたいという話で、会議を何回ぐらいとかというような、規模はどれぐらいというようなこともこれから検討していくということでございます。

それとあわせて、当然総振ですので、前回つくったときには大規模なことであつたり、またをそれを見直しとする今の段階であつたりということで、見

直しを途中でやるときにはどうしたとかという例もありますので、そういうもの
をとっていきたい。

それから、今のIT、ホームページなんかも大分充実をしてきておりますし、
住民の皆さんの利用頻度というものも上がってきておりますので、そういうよ
うなものも発信をしながら、やりとりをしながら今に合った形のものをもって
いく。それには、一番の問題というのは、今公共意識の醸成ということもお
話しになりましたけれども、嵐山町では前回の総振でも基本的な考え方とい
うのは地域経営ということでやっているということなのですね。

ですので、今までのように行政がサービスを住民にお届けをする、そうい
う一方通行の関係ではなくて、町内の住民をはじめとする企業、各種団体、
NPOでございますとかいろんな人たちのそれぞれが主体となって、そしてそ
れぞれが必要とするサービスを受けたりやったりやりとりをしながら、それぞ
れの主体がやりとりをしながらやっていくというこの地域経営というやり方を
基本として進めていくということでございますので、今度においても当然です
けれども、そういう形を以前より強く出していく必要があるのだなというふう
に思っています。

それには、おっしゃるようにそういうその主体になる、それぞれのところの
ご意見を当然聞かなければいけないわけですから、それなりのやり方、どう
したらいいのかという考え方も取り入れていく必要があるというふうに思っ
ています。

それと、第5次振興計画のその基本といいますか、もとというような地域主権というのではなくて。

〔「住民自治、住民自治、地方分権」と言う人
あり〕

○岩澤 勝町長 それから何だっけ。

〔「財政分権」と言う人あり〕

〔何事か言う人あり〕

○岩澤 勝町長 呼び方、同じような部分ですけども、呼び方が今度の新政権違うわけですけども、新政権の進め方。

〔「地域主権、地方分権、地域主権」と言う人
あり〕

○岩澤 勝町長 地域主権、その考え方ですね、それを新しい政権の進め方というものをしっかり方向を見定めてやっていかなければいけないわけですけども、いずれにしても今度の予算審議の中でも出てきておりますけれども、少子化、高齢化、それで人口減少というのが嵐山町でもすごい勢いで進んでいるわけですよ。そういうものに頭を早く切りかえてついていけるかというのが、これが一番の問題だと思うのですね、この総振をつくるに当たって。

そこのところが、やっぱりなかなか今のものはもうちょっとサイズを大きくして、それでグレードを上げて使いやすさ、一つ一つそんなことやっていたら、

とてもではないけれども、すぐパンクしてしまっているわけですよ。

ですから、2つあるものをどうやって1つにするか、3つあるものをどうやって1つにできるかというような極端な例も考えてこれからいかないと、総合振興計画でこれから長期、10年見据えてつくっていくことというのはできないというふうに思っていますので、少子化、高齢化、人口減少、それから社会のこれだけの広がりといいますか、グローバル化というようなもの、それからITをはじめとする情報の速さというようなものをしっかり見据えて総振をつくるための基本的な考え方としていかなければいけないなと考えています。それが総振ですね。

それから、総振をやるについて会議録をつくるのが大変な労力になってしまうのではないかと。それで、SOHOというお話がありました。このSOHOというのも、もう以前から商工会関係、あるいは企業等ではどうやってその、従業員を雇うかわりにおっしゃるように雇わない、雇うのですけれども、会社のほうに来ないでそれで仕事ができないだろうか、SOHOという、スモールオフィス、ホームオフィスというのだそうですけれども、SOHO、その考え方というのはこれから当然とっていかなければいけないと思うのですね。

会社に行くのも、何ていいましたっけ、自由に何時でも行ってやったりとかなんとかという考え方、そういうシステムを取り入れている会社もあるわけですし、そういうこと。そうすると、また会社に行かないでSOHO、スモールオフィス、ホームオフィスでできるような仕事というものがあれば、そういうこ

とを取り入れていかなければいけない。

ただ、なかなか今まで行政とそういうものというのがなじみがないわけですので、どこまでそういうものが取り入れていけるかというようなことですが、一番何といても省力化、そうすると人件費の削減がどういうことでそういうふうにやったらできるか、そのところにかかっているのです、そういうものを見据えながらできることであればそういう方式もとってやるのはいいでしょうし、またほかのやり方があればいいでしょう。

それから、全部あれしなくても予定でいいのではないかということであれば、そういうようなやり方が、どういうふうにやって省力化が図れて人件費が削減ができるかということも考えた上で総振の作成を考えていく必要があるというふうに思っています。

それから、私のほうから企業支援課、産振の関係をお話しさせていただきます。今度そういうことになるので、その事業がどう変わるかということですが、けれども、極端には予算を見てという話がありましたけれども、極端に変わるということではなく、今の人員体制の中でより効率的にやるにはどうしたらいいかということ考えておきまして、それには説明をさせていただいたような状況によって取り組んだほうがよりしやすいのではないかと考えておきまして、これをするからこの事業をどうするというではありません、特別。

そして、実は 22 年 2 月 1 日、農業委員会のほうから建議書をいただいて

いるのです。それで、その中で農業委員会の事務局体制ということについて、農地法あるいは農業経営基盤促進法等の改正あるいは耕作放棄地対策等で、町農業委員会が取り組む業務事務量というのはかつてなく増大するのが明らかであります。それらに対応できるような事務局体制をつくって下さいというような話も来ております。そういうものを踏まえて、農業関係ではそうしたほうがいいのではないかと。

それと、もう一つ、今商・工・観光、工はあれですけども、そのところに職員が1名で中心的に動いているわけですし、なかなか観光協会のほうに、河原のほうに行きますよということこっちは留守になってしまうわけですし、そういうようなこともありますので、企業支援のほうと一体となって取り組んでやったほうがより効果的な課の運営にいくのではないかと、それと仕事も効率的になるのではないかとということも考えておまして、そういうものを踏まえた上で今度のこの課の再編をお願いをしたというような状況でございます。

あとのことについては、それぞれのところからお答えします。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうから、まずまちづくり交付金の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

21年度までのこれは金額的のベースの進捗率ですけども、約半分です。したがって、今何路線か具体的なお話がございました。22、23年度で決まりがつくのかというふうなことでございます。基本的には決まりをつけよ

うというふうに考えております。

ただ、制度的には最終年度で決まりがつかなければその予算で繰り越しができるというふうな制度になっております。したがって、場合によったら 24 年度まで、予算的には 23 年度の繰り越しになるかと思えますけれども、24 年度までに全体的に決まりをつけていきたいと思っています。

具体的な路線の話ができました、させていただきましたので、まず2の 21 号線、これは先ほどお話がありました交差点の、小学校のほうから向かって右側、いわゆる畑側ではなくて民地側、そしてなごみ側に歩道ができるということをごさいます、既に路線の協議が終わっています。

〔「民地側に歩道ができるんだ」と言う人あり〕

○高橋兼次副町長 まだ全体の地権者が決まりがついているわけではございませんけれども、22 年度で買収をしているというふうなことでございます。

特に消防車庫の話がございました。なごみ側に歩道ができるということで、消防車庫の移転が予定されたわけです。今のその積算をしておるのですけれども、一たんどこかに移転をしてまた戻すというのだとかなりお金がかかるということなのです。どこかに仮につくって、そして今のものを壊して、道ができ上がったらそこにまたつくるといふとかなりお金がかかるということなので、場合によったら適当な場所があれば、そちらに新たにつくったほうがかなり安いというふうなことも今考えております。

したがって、適当な場所があるかというのは、それなりに想定するところ

もあるのですけれども、もうちょっとこう突き詰めていって、今のところに戻すというのは金もかかるし、あそこの場所を考えたときに別のところへ新たにできれば、それはそれなりのことも意義があるのかなと思っておりまして、その辺今ちょっと研究しているところです。

それと、東西線ですけれども、JAさんのあたりは大体決まりがつくのかなと思っているのですけれども、それから変電所の通りから踏切の通りまでというのは、これなかなか難しい問題ございます。建物の移転等もございまして、まだルートというものがはっきりしてございません。中には、反対ですという人も現実的におります。したがって、ここをどうしていったらいいかというのは一つの課題かなというふうに今なっています。

菅谷3号線については、今土地の交換のお話もありましたけれども、これ路線が既に決まりまして、あとは個人的に土地の買収、土地の交換をどうしていったらいいかというものを詰めていけば一定の方向が出るのかなというふうに思っています。したがって、全体的には22年、最終年度が23年度ですけれども、場合によったら繰り越しによって全体的に決まりをつけていきたいなというふうに考えています。

続いて、補助金の関係でございまして、これにつきましては基本的には嵐山町の補助金等の交付手続に関する規則と、それと団体に対する補助金等の交付要綱に基づいて補助金が交付される、そして執行されているというふうなことでございます。毎年、実績が終わりますと60日以内に

その実績の報告書提出をしていただいております。そして、翌年度の予算編成をするときには補助金適正化委員会を開いて、補助金の額を決めているというのが現実的なこの流れになってございます。

今お話しのように、全体事業の中で町の補助金が2分の1云々という、そういう団体も実際にございます。したがって、これについては先ほど議員さんお話しのように、代表監査委員のお話もございました。そして、町のほう、団体の補助をどうしていったらいいかというのは、ここ数年と申しますか、一つの課題になっておりまして、町民を含めた検討委員会を開催をさせていただいて一定の方向も出させていただいております。

ただ、それをすぐ現実的にするというのはなかなか難しいというのがございます。ただ、これについてはやっぱり一定の方向をどこかで出さざるを得ないのではないかと。いわゆるゼロベースに立ってもう一度見直しをすることの一つと、それと団体の中にはいわゆるいろんな団体があって、町の政策的なものに基づいている団体だとか、そのほかの文化団体だとか、いろんな性質があるわけですので、それらをどう整理していったらいいかと。

一番は、やっぱりお金の使途、これが適正に使われているかというようなこともございます。特に最近こういうご時世でございますので、飲食云々というのがございます。ただ、団体によってはなかなかそこまで踏み込んで結論を出すというのが難しい団体もあるわけございまして、それらについてはやはり柔軟に対応していかざるを得ないのかなと基本的には考えておりま

す。

したがって、それぞれの団体がきちっとした決算をして、それで実績報告を出してきているということですから、それらを適正化委員会、あるいは担当課がよくその内容を含めて、いろいろな問題があるとすればそれはそれなりの指導というのも当然やっていかざるを得ないのかなというふうに思っていますけれども、一概に領収書云々だというのをすぐするというのはなかなか難しいのかなというふうに思っています。

いずれにしても、全体的には町の各種補助団体を今後どうしていったらいいかというのを一定のテーブルの上に乗っけて、やっぱりこう町民のいろんな意見を聞きながら一つの方向を出していかざるを得ないのかなというふうに基本的には考えています。

それと、部落解放同盟の町はどのような立場に立っているかというふうなことでございます。これは皆さんご案内のように、同和問題というのは人類普遍の問題であって国民的課題であるということで、特別対策というのがずっとこう執行されてきたわけです。それが、幾年か前に法が切れるということもございまして、町とすれば法が切れた後の同和対策事業どうしていったらいいかということで、今後の同和対策の基本方針というのを定めさせていただいて、そしてまた3年ごとの実施計画というものを立ててございます。

したがって、その中でもございますけれども、町とすれば差別がある限り法の有無にかかわらず町の重要な課題として取り組んでいるのだというふ

うなものが基本的なことでございます。したがって、部落解放同盟の嵐山支部というのもそういう方向に立っているいろいろな活動している団体でございます、先ほどの補助金の団体の一つの要件に該当しているということで、補助金を出して進めているということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 私のほうから2点お答えを申し上げます。まず、吉田集会所のかぎの管理ですが、集会所につきまして町長のほうから今後の同和対策の基本方針というお話がありましたけれども、その中で吉田集会所の運営について大きく2点のことが述べられております。

集会所の運営について、1点目は、同和問題の速やかな解決に資することを目的として建設された吉田集会所は、地区住民の教育文化活動、人権啓発事業、周辺地域住民との交流事業などを幅広く展開する。2点目は、人権のまちづくりの拠点として、より地域住民に開かれた施設として活用する。大きくこの2点が述べられています。

こういう目的と趣旨に沿って、これまでかぎの管理については町のほうが主催する集会所の学習講座とか子供たちの学習講座、それから人権教育推進会議であるとか吉田集会所運営会議であるとか研修会等のかぎの管理については当然町が行っています。

地元の方にお問い合わせするという件につきましては、こういう町が主催する集

会所の学習講座以外に自主的に活動されている回数かなりございます。そうした活動を、より開かれたという観念で、自主的に活動するという意味で地元の方をお願いして、弾力的にご活用いただければという観点でこれまで地元の方をお願いしてきました。

ご指摘を賜りました21年2月から、月2,000円で地元の方に管理委託ということに改めさせていただきました。町が管理する部分と、地元の方が管理する部分についての連絡体制とか管理体制というのは今後さらに密にしながら、議員さんおっしゃる公の施設の管理と私的部分のものをしっかり固めながら責任を果たしていきたいと。要は、地域の方が使いやすいようにどういう体制をより実施していくかということになろうかと思えます。

2点目の人権教育、町の人権教育についてであります。先ほど町長から話があった特別対策終了してから、県全体として人権施策の方針が立てられて、では教育はどうするのだということを埼玉県人権教育推進プランというのがありまして、それをもとにして今人権教育、学校教育、社会教育でやっているわけであります。

平成12年に人権教育啓発の推進に関する法律という、そもそもそれが定められて、それを受けて県が人権の施策推進指針というのを掲げた。その中で大きく2点、今後埼玉県の人権教育等、あるいは人権課題等どうするのだというのは2点あります。1つは、心理的差別の解消に向けた啓発活動をやるのだよと。2点目は、同和教育の推進するのだよと。

その際、今後は同和教育は人権教育の中に位置づけるのですよ。そして、同和問題の課題である部落差別の解消に向けてより視点を当てた内容にする、これは県全体のものです。では、教育ではどうするのだというのが、具体的には平成15年に埼玉県人権教育推進プランというのが、こういうもの、これに沿ってやっているわけです。このときも、きちんと同和教育についてはこれまでの実践の上に、人権教育の中に位置づけて推進しますと明示されて今やっているところなのです。

ここでしっかりと、では今の人権課題とは何ぞやということを示しております。それは、同和問題もちろんあります。今、渋谷さんがおっしゃった女性の問題とか子供の問題とか虐待、高齢者の問題、それから障害者の問題とか外国人、HIVの感染者だとか犯罪等の被害者の家族等の問題とかさまざまなものがあります。

学校教育については、学習指導に沿ってそれぞれ教科書に準じながらやっているのですけれども、町民という町全体で考える場合については、研修の見直しをしていく必要があるのかなと。

議員さんおっしゃった、その同和問題に偏り過ぎているのではないのというようにご指摘がありました。平成、教育長になってすぐの年でしたか、2点目でしたけれども、いろいろアイデアいただいて、夜町民ホールでITによるブログのことについてやりましたですね。そういうこと。それから、今身近な問題について、児童幼児虐待ですね。それから高齢化社会に向ける高齢者

への人権課題とか障害者の課題とか、身近な人権課題がたくさんございます。これについては、いつ町の中で起こるかわからない状況でもあるし、こうした問題の認識を深めたり予防という意味でも、こうした人権課題の町民対象の研修に加えていく必要があるのだろうと。その際の指導者であるとか、どういう研修の内容がいいのだろうとか、それからどういう研修の方法がいいのだろうかと。できれば参加型の研修会にできないだろうかとか、こういうことについて少し研究検討させていただきたいと思います。もちろんこれまでの同和問題に関する研修会を大切にしながら、人権教育推進プランに沿った研修の工夫をしていきたいと考えております。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、広域路線バスとデマンド交通の関係なのですが、ときがわ町から決定される前に嵐山町のほうから、ときがわ町の動きを知っておかないと、南部地区に、今の場合はいいと、北部のほうはそれほど影響ないと思うのですが、南部側は、鎌形、大蔵の場合は使っていらっしゃる方がどの程度いらっしゃるか、結構いらっしゃるみたいなのですが、利用者というのは多いように感じるのですが、市街線というのですか、それ以上にそちらのほうも結構あるなと思って見ているのですね。

その場合、やっぱりこれはときがわ町から決定してからだと、嵐山町はそれなりに困ってしまう状況になるかなと思うのですが、ときがわ町と連絡体制をとっていくという方向はあってもいいかなと思うのですね、南部

地区に関しては。

これは路線バスの問題ですので、あちら方、ときがわ町は本当に奥が大変なのでかなり真剣になってやっていますよね。嵐山の場合は、どちらかというところに入っていき、市街地の中に入ってきて、あと駅に行くまでの間の部分というのが大きいのかなと。市街地、南部地域の方が中央市街地に入ってくるまでのことが問題になってくるのかと思っているのですけれども、これときがわ町が明覚の駅からとか小川町のほうに行ったほうが便利だよというふうな形になって、デマンドとかミニバスが走るようになると、それが決定してからだと嵐山町はとても困った状況になるかなと思うのです。その部分で、連絡をとっていくという方向が必要かなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたと思います。

次に、環境基本条例の制定と第5次総合振興計画のあり方なのですが、公募の方を出していくという形なのですが、地域主権という形ですが、私が一番気になっている、危惧しているのは、地域主権の中でも地区の方中心になっていきますと、団塊の世代の男性がきっとたくさん出ていってしまうと思うのです。若い方、若い人の意見と女性の方の意見がとても弱くなってくるというのが考えられるのですけれども、別に団塊の世代の方を、男性を否定するというわけではないのですけれども、若い方の意見が、これから特に財政の問題将来抱えていらっしゃる方の考え方というのと、それとそれを町民として、これ町長のおっしゃる町民としての公共意識の醸成

を図っていくというふうな意味では、若い方をどのようにしてこの中に入れていくかということの、入れていくかという考え方を伺いたいと思います。

それと、各種審議会と私的諮問機関の会議録のあり方なのですが、これは、ごめんなさい、2種類ありまして、質問自体が2つあったのですね。第5次総振とか大きな問題に関して、会議録を絶対にとらなくてはいけないものに関してはSOHOのような形でやっていかないと職員の体制が難しいのではないかなということと、あとほかの会議録を見まして、会議録の中でも全く書いていないものがあるのですね。QAだったり、それで何なのだろう、これはというふうな感じのものがあるのです。

それを見ていると、やっぱりこれは要点筆記で構わないので、発言者と発言の内容がわかる記録をつくってほしいということで、これは2つの問題があるので、その点について、1点目の第5次総合振興計画についてはなるだけ全会議録とってもらおうということで、その他のものについてはしっかりした記録が残るように、これ住民自治の基本ですから、それを伺いたいと思います。

まちづくり交付金事業については、何とかできるということですのでいいですけれども、産業振興課の問題なのですけれども、私はこれを上げたのは実は農業委員会の業務量はとても大きくなっているということを知って、それで産業振興課が農林水産中心になっていくのはとても大切だなというふうに思っていたのですけれども、例えば今年度、21年度はため池の調査をし

ていただいたのですよね。それを22年度にどういうふうに生かされるのかとか、公募地についても出てきたわけですよね。耕作放棄地についてもある程度の一定のものが出てきました。去年の段階で見せていただいているのですけれども、それが今度は産業振興課が農林にかわることによってもっと充実している形になっていくのだろうなと思っているのですけれども、その内容まではまだ具体的に入っていないというところでもいいのでしょうか。それは、22年度中にもっと具体化していくということで考えたほうがいいということなのでしょうか。

それと、次に、補助金団体の申請のあり方なのですけれども、私かなり財政的に緊迫していると思います、嵐山町自体が。この交付要綱に従ってというのと諸事情あってという形ですと、民主党のやった事業仕分けのような形でばさっとやられると非常に厳しいのかなというふうに思っているのですけれども、第5次振興計画が策定されてその部分ではしっかりやっていかないと、切りかえていくと、地域主権とか住民自治の意識を持っていくと切りかえていかないと、ここの部分でもっと住民からの批判に耐えられないと思うのですよね、補助金団体のほうも。

そのところをどのように考えていくのか、いつから実行していくのか、交付要綱はどういうふうにするのか、そして領収書を添付することができないということは通常あり得ないことで、お金を払っている以上、お金を支出している以上もらえますよ。今は、交通費に関しても全部とれるようになっていま

すよね。

そうすると、今年度から少なくとも申請があったらば領収書を持っていただくというか、50%以上のところに関しては最低でも領収書を添付していただくというふうな方向は必要だと思うのですね。でないと、実際に事業でどんな事業をしていて、事業、すみません、事業の実績報告書というのも1団体のもの見てみたのですけれども、どんな事業、普通でしたら事業はこういう事業をしましたというのが出ているのですけれども、そういうものがない事業報告書が出されていたり、事業計画書もそういった事業計画書ではないような事業計画書ですよね。施策的なものが出てきているというのが事業計画書になっているというのがわかりましたので、その部分を改めていかないと補助金団体として町が交付していくのに耐えられないと思うのですね。その部分に関しては、今回からはやっぱり50%以上のものについては領収書を必ずとっていくという必要はあると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

それから、町の人権教育のあり方なのですけれども、私は人権教育の中で特に問題かなと思ったのは、ふれあい講座のほうなのですけれども、ふれあい講座のほうは吉田集会所の運営委員会の記録を見ていまして、公民館事業として行えないかというふうな形も出ているのですよね。

公民館のほうから出張していく形にしてもいいのだろうなと思っているのですけれども、ほかの嵐山町の事業と比べてみますと、余りにこちらのほう

が優遇されています。それは、そしてまた3カ所も少ないのですよね。見てみましたら、ふれあい塾のほうは逆に嵐山町全体の小学校に広げていきたいと思いました。やっていること自体とても有意義なことであると思いましたので、そういうふうな形に広げていけたほうがいいな、菅谷小についても志賀小についてもふれあい塾的な形で事業が展開されるのが、学校での放課後子ども教室につながっていく形になると思いました。

ですから、そういうふうな形に展開していただくだけの予算を各小学校につけていただければありがたいかなと思ったのですね。ですけれども、七郷小のものを吉田集会所でやる必要はないなと感じました。というのは、吉田集会所まで来る時間がありますし、七郷小でやったほうが子供たちがたくさん集まります。

ふれあい塾に関して言いますと、記録を読んでいますと、学校で先生たちが家庭訪問で子供を参加するように呼びかけて、当初は9人ぐらいのものを30人以上に膨らませていくという形をとっているのですよね。それは、私は問題があるかなというふうに思っています。参加される、家庭訪問で個別の家庭にそれを、参加を呼びかけてまでやるものなのかなというのはいすごく疑問に感じました。

ふれあい講座に関して言いますと、私が一番びっくりしたのは、カラオケ講座が2つ、それから健康ダンス教室、これが23回ですよね。今回は、21年度は健康ダンス教室が18回と健康教室が5回でした。これは、それぞれ

の参加者がとても少ないのですね。4人か、1回の参加者が5人ぐらいなの
です。それに関して18万円のお金を支払っています。ところが、ほかの例え
ばスポーツ団体とか、それからものに関しては非常に金額を抑えられていま
すけれども、ここの部分に関しては抑えられていなくてというのがとても問題
だなというふうに感じています。

ほかの部分で言えば、町のいろんなのがあって、そば打ち教室とかもち
つきとかいろんな講座、大人と子供の講座、交流の講座とかというのがあっ
て、それはとてもいい講座だなというふうに思ったのですね。ですけれども、
ほかのふれあい講座に関して言えばちょっと問題があり過ぎて、ほかの人
権教育にもっと持っていけるだろうと思いました。

人権教育というのは、例えば児童虐待の問題にしてもそうですけれども、
いろんな形にそちらのほうに持っていく、そして一番やってほしいなというふ
うな感じなのは、子供へのITとか携帯電話での、携帯で子供がいじめに遭
っていくとかそういった問題を変更していく形に人権教育自体を変えていか
ないと、今のこれ2010年ですか、21世紀の人権問題に耐えられないと思
うのですね、嵐山町の人権教育が。

それで、埼玉県の人権教育も、そうすると耐えることができないといいま
すか、このままでいきますと例えば今は人身売買の問題も起きています。そ
れがはっきり出ています。嵐山町にも、外国人の方が人口の中の1.5%ふ
えるまでに来ています。子供たちも、学校教育の中に外国人の子供が入っ

てきています。そういったものに耐えられるような人権教育に変えていかないといけないと思うのですが、これは心理的差別と同和教育はという形の以上のものに変えていかないといけないと思うのですけれども、これも第5次総合振興計画の中に改めて位置づける必要があると思うのですが、その点について伺いたいと思います。

そして、嵐山町との補助金団体との関係で、部落解放同盟嵐山支部の補助金団体としての嵐山町のあり方、交付のあり方なのですけれども、これを私は何を行っているのかが見えない段階で、情報公開請求した段階でこの団体が何を行っているのかが見えない段階で、これだけの大きな金額ですよ、69万円という金額です。そして、会費は4万円です。73万分のうちの4万円が、繰越金ではないですよ、69万円と4万円で73万円、4万円分が会費だと10%にも満たないようなところに69万円のお金を出していて、それが領収書もなくという形でやっていくこと自体に問題を私は感じているのですけれども、これがすべて嵐山町では同和教育の推進に.....

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 かかわるというふうに、それが心理的差別を解消するための金額というふうに考えるのには、余りに嵐山町は部落解放同盟との関係がゆがんでいると思うのですね。部落解放同盟嵐山支部と町との関係がゆがんでいるというふうにしか考えられないのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 会議の途中でありますけれども、この際暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前11時07分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

既に渋谷委員の2回目の質問終わっておりますので、答弁をお願いいたします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えさせていただきます。

バスの件ですけれども、南部地区が、玉川が先行してやってしまうと不便が発生するのではないかというご心配ですけれども、嵐山町では基本的にはというか、大きな理由の一つには、にぎわいづくりというのもあったのですね。嵐山駅を使う乗降客をふやそうということでときがわのほうにも話しかけ、ときがわのほうでも特に玉川地区を中心として嵐山町のほうを向いている町民が多いということでお話が進んできているわけでありまして、ここのところまで来るまでも話し合いを重ねてきているわけでありまして、これからもあしたからやめるよというようなことにはならないというふうに思っていますので、話は情報はお互いにとり合わないといけないと思いますが、そういうような形でいきたいと思っております。

原則的には、さっき申しましたけれども、このデマンド交通どこまでかけられるかということにかかっているんで、やるのだったらもうすぐできるわけですので、お金さえあれば。だけれども、嵐山町に合った、それでしかも町民の満足度がかなり高くないと、うちのほう何もご利益ないやというような地域が多い、あるいは人が多いというような形だと、せっかくやっても意味がないな。それには、金額の面とその満足度がどれぐらいのところまでできればいいのかという嵐山方式を総体的に考えながら取り組んでいかなければいけないというふうに基本的にはもう考えております。

次の総振の関係ですね。総振の中で、若い人、それから女性の意見が弱くなってくるということは、どういうふうに委員さん思っているかわかりませんが、いろんな町の中、例えば今度のその総振をつくるにしても、参加意識の高い人というのは、そういう人が入っていないのではないかと、少ないのではないかと意識の発想だと思うのですよね。

ですから、そうではなくて違う人たちが参加が多いから意見が弱くなるのではないかと、ということだと思うのですけれども、今実際その町の中でいろんなことに参画をしたり、あるいは実際に動いていただいている人というのは、そういう渋谷さんが心配をするような人というのは確かに少ないのですよね、総体的に割合からいって。

ですので、そのような形でいったら確かにそういうことが起きるかもしれませんが、若い人、女性、そういった人たちがまちづくりの中の戦力に

ならないということになったらまちづくりも進みませんので、そういう人たちがどうやって入ってくるのか。特に若い人の認識の醸成、これがどう図られるかということが課題の一つだと思うのです。

なかなか働きかけても出てくれない、出してもらえない、そういうものをどうやって中に組み込んでいくかということは問題だと思うのです。参加意識の高い人、それから協力がいただきにくい人、こういう参加意識の高い人というのは問題がないわけですがけれども、協力がいただきにくい人というのは、常態的に常に区の運営だとかいうようなこと、それからそういう中での地域づくりをやっていくこと、またあるいは町の行政の中で健診をやるとか子供関係、保健、医療関係にも参加をしてくださいとかいうようなことになかなか出ていただけないとか、学校の中で連絡をするけれども、学校のところになかなか協力をいただけない、来ていただけないというようなその協力がいただきにくい人というのは確かにあるわけですので、そういう人たちをどう組み込んでいくかというのも大きな課題の一つだというふうに思っています。

それから、SOHOの関係ですがけれども、渋谷さんがおっしゃるのはその個人の人言ったことというのをしっかり残しておきなさい。どちらかというと、個人のだれがどう言ったというようなことをすごく重きに置いているような感じを受けるのですが、先ほども休憩中に話がありましたけれども、嵐山町では審議会等の会議の公開に関することということで条項をつくっております。

その中で、会議録の作成というのがあるのですが、決めてあるのですが、

会議録のその会議名、開催日にち、場所、議題、そして公開非公開の別、それで非公開にした場合には非公開にした会議の理由、傍聴者、それから出席委員、欠席委員の氏名、それからこの一番の骨子というのが、審議の内容、概要を残していくこと。そして、それをその審議会でやった意見、意義というものを行政に反映できるようにしていこうというのがこれをつくった理由ですので、Aさんがこういうことを言った、Bさんがこうだったというようなことではなくて、この審議会ではこういうような意見が出ました。それで、大まかなこういうようなことですよ。それで、そういうものについてこれから関連する事業を行うときにはそれがいかに反映するかということを目標としてこれをつくりましたので、そういう方向でこれからもいきたいというふうに思っています。

それから、企業支援課、産業振興課の件ですけれども、来年度どの事業をやるのだということですが、先ほども話しましたけれども、この今大きなこの2つの課に限ったことではないわけですけれども、嵐山町では各課がいろんな仕事をたっぷり抱えてやっていただいています。

職員の人も、本当にもう真剣にやっていただいております、その中で今のままでやる以上にこうやったほうがいいのかという一つの考え方として、企業支援課と産業振興課で今の仕事をよりやりやすい体制はとれないものだろうかということで、今度のことをやらしていただくということでございますので、特別これをやったから何かの事業これとこれとこれが入って

いくということではなくて、今やっている事業をより進めたいということが基本中の基本でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 まず、補助団体の関係についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたように、補助団体はそれぞれの規約なり、そしてまた会計さんがおって監査委員さんがおってというものが、いわゆる決算書だとか総会を経てその実績の報告が町のほうへ提出されてくるというふうなことでございます。

したがって、当然それぞれの団体で例えば物を買うとか何かをするときに、領収書というのは当然それはそれなりにとっているのかなと。それは当たり前の話かなというふうに思っています。ただ、なかなか最近駅で切符買うと領収書出てくるようになりましたけれども、なかなかそこまではきちっとしている団体も全部が全部というふうにはちょっと考えられないと。

先ほども申し上げましたように、補助金のどうしたらいいかということで検討委員会の答申もいただいておりますので、その中にはいろいろな改正のこういうふうにしていったらいいかというような提言もございますので、やはり22年度に新たに申請が上がってくる段階において、今後はこういうことに留意をしてくださいとか、いろんなものについてちょっといろいろこう申し上げて

いきたいなと思っています。

最終的には、その委員会で答申していただいておりますので、どこかでそれをもう1回テーブルの上につけてはつきりしなければいけないのかなという時期が来るのかなというふうには思っております。

それと、部落解放同盟の嵐山支部とのお話ございました。ゆがんでいるというふうなお話でございましたけれども、私どもはそういうふうには当然考えてございません。先ほども申し上げましたように、差別がある限り町の責務としてやっぱり解決していかなければいけないのだというのが基本的でございます。

現実的に、まだまだ戸籍の不法取得の問題だとかいうもので全国的にいろんな動きがあるわけございまして、そういう意味では今後もやはり現実的に、いわゆる団体とそれなりの連携をしていながら一日も早い差別の解消がなくなることを望んでいるわけございまして、そういう意味では問題がないのかなと思っています。

補助金の額のお話もございました。これもいつもの議会でいろいろ出るわけですが、過去からいけばかなり現実的に減らさせてきていただいているというのが現実です。したがって、比企郡でも支部を持っている団体も幾つかございますので、そういう意味との均衡もどうしていったらいいかというものがあるわけございまして、これらについては今後の課題にしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 お答え申し上げます。大きく2点になろうかと思えますけれども、1つ、吉田集会所のふれあい塾、ふれあい講座の位置づけと申しますか、2点は人権教育のあり方ですけれども、町としては町の基本方針、それから吉田集会所の設置及び管理条例、この中に目的として、同和問題の解決を図るため社会同和教育推進の場として設置する。また、その運営については運営委員会を置くと、こういうふうになっております。したがって、吉田集会所には本来の目的があるということで、これについてはこの基本どおりやらせていただきます。

それから、町として平成20年度から24年度の今後の同和対策の基本計画における実施計画の中でも、集会所における教育啓発活動としてこの小学生学級と成人学級が位置づけられております。

それは、ご提案いただいたといえれば各学校にふれあい塾の、きのうも予算委員会のところで放課後こども教室等ありましたけれども、放課後、例えばその役割を果たせるかどうかということ考えた場合にも、放課後こども教室は子供の居場所づくりという設置目的があって、今の状況では学校に願うするのは大変困難なことで、公民館を活動の拠点にしていると。

加えて、きのうお話ししましたように、学生使用料が改定になって授業時数がふえてくる中で、さらにこれは放課後こども教室にも影響してくるし、吉

田集会所のふれあい塾にもやっぱり影響してくるわけですね。これらが問題です。

それから、ふれあい講座についても、講座の回数、講師謝金等の話もございしますが、これについては事業計画については運営委員会でご協議いただきたいし、講師のそれぞれの、カラオケ、健康ダンス等々の講師の謝金も公民館講座と町の、町内の指導者においては7,000円をするというそういう基準に照らして、説明責任がつくような方向で検討させていただきたいと。

同和人権教育のあり方については、繰り返しますけれども、埼玉県の人権教育推進プランでは、同和問題を人権教育に位置づけるのだよというと同時に、きちんとした人権問題として女性問題、子供の問題、高齢者問題、いろいろなものを上げております。

その中で、特に社会教育における人権教育としてこのように述べられております。研修会については、地域の実態に応じ、各人権問題に対応した講師を招いた講習会を実施する。豊かな人権感覚が身につけられるような身近な問題について意見交換をするなど、創意工夫した研修会を進めるといふふうにおっしゃいました。

身近な問題というのは、先ほども繰り返しますけれども、虐待の問題であったり、インターネットによる人権侵害であったりとか、そういうことができるかどうか、ぜひできる方向で検討させていただきたいと思います。

なお、集会所については埼玉県に大体200館以上ございます。そこで、

集会所連絡協議会というのがございまして、その中で情報交換して自分の集会所学習についてそれぞれ努力、工夫されている点を情報交換しながら、変えられる内容については変えていただきたいと、こう考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。第5次総振と環境基本条例の関係ですけれども.....

〔「スイッチ」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 入っていない。若い人と女性を入れていく工夫というのはどこかでなされますか。そのところが私は一番問題になってくるかなと、思っているのですけれども、財政分析をしながらそれをやっていかないと、第5次総振に関しては少子高齢化で、特に若者に関して2030年ぐらいの若い人が一番、2030年から2050年の若者が一番負担が出てくるのかなというふうには考えているのですけれども、そうするとその部分はまだ生まれていない人になるのですけれども、でもそれを産む人たちが今の若者になってくるので、そういった人たちを入れていく工夫というのはどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

各種審議会の議事録なのですけれども、私が見た感じでは審議会で何をやっているかわからないという議事録が結構あるのですね。そのところの解決をどのようにしていくかを伺いたいと思います。

補助金団体の改正の答申というのが出たということですがけれども、それ私自身は見えていないので、具体的にどのような内容が入っているのか伺いたいと思います。それは、私はすぐすぐにでも変えていかないといけないなと思っていますのは、例えば国際交流などは3万円ですし、非常に大きな事業していますよね、見えていますと。ずっと1週間に一遍公民館で講座をしていますし、公民館で日本語教室をしていますし、そのほかに嵐山町の学校に来ている子供たちのことを、外国人の子供に関しては国際交流の人たちが来てそこのところで支援をしているとかしています。

そして、くれよんキッズに対しては5万円ですがけれども、これもお母さんたちが来て、それで月に2回ですか、1回ずっと子供たちとのふれあい講座をやっていたりしますし、そういうふうなことを考えますと、団体によって補助金額の差があり過ぎるのが嵐山町の現状かなというふうに思っています。

それは、例えば部落解放同盟嵐山支部の金額が少なくなってきたとはいえ、一方は、国際交流のほうは3万円、ガールスカウトにしても3万2,000円、一方は69万円、同じような、内容的にはどっち、是か非かわかりませんが、そうした中で考えていくと、この補助金交付要綱はすぐ見直しして、それで新たな形で第5次総振でも生かせるような形に持っていかないと、私はもう嵐山町の補助金団体というのかな、そういったものに対しての住民団体の判断というのがおかしいというふうに思われていることは確かなので、それを解決するためにどういうふうにしていくのかということですよ。

次にですけれども、町の人権教育のあり方なのですけれども、例えば人権教育推進協議会のほうを見てみますと、吉田運営委員会のほうは確かに吉田地区、吉田集会所で地区の、吉田地区というところに持ってきているので、吉田地区の方の住民の方が入ってきてもいいのだろうと思うのです。ですけれども、人権教育推進協議会のほうの委員の方は、PTAなんかのいわゆる役職のほかに住民代表というのは北部の方しかいないのですよ。

そうしますと、嵐山町の人権問題というのは北部に集中しているというふうな形になってきますよね。その改正というのは、21年から23年までの委員さんなのですけれども、それを変えていかない限り嵐山町の人権教育というのは非常に偏った形になっていくかなと思っています。その点についての考え方を伺いたいと思います。

人権教育に関しましては、人権教育の報償費というのは、ほとんどふれあい塾とふれあい講座になっているのですよね。そのほかの部分というのがないのです。そのほかにあるものというのが何なのだろうなと思ってみますと、同和問題がずっと11月から5回ぐらい講座が開催されているのですけれども、そういった形というのはもう変えていかないと、時代の人権教育とか人権のあり方に耐えられないような嵐山町の状況になっていると思うのですね。ほかの部分が入っていないのですよ。それについては、22年度から変えていただけるようにしていただきたいのですね。それについてのお答えを伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 総振に若者をどう取り込んでいくかということでございますけれども、ご承知のように選挙の投票率なんか見ても若い人が低いのですよね。国を挙げて、そういうものをぜひ関心を持ってやってくださいということを一生涯懸命やっているわけだけども、なかなか投票率が上がらない。それと同じように、嵐山町でも努力は今まで以上にやっていきたいと思っておりますけれども、V字回復ではないですけれども、急になるようないい案がありましたら教えていただきたいのですが、努力はやっていきたいと思っております。非常に難しい課題でございます。

それから、この概要、内容を書いて残して、そしてそれを政策に反映していくのだという方向に町がやっているわけですけれども、その内容、概要がはっきりわからないということですね。それは、大変申しわけない、心苦しいわけですけれども、わかるような表現の仕方に至っていないことでありますので、スキルアップ、一生懸命勉強いたしまして渋谷さんにご理解いただける内容になるように、これから改善といいますか、努力を図っていきたいというふうに思っています。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、団体の関係についてお答え申し上げたいと思っております。

検討委員会で報告というのがまとまっているわけですけれども、基本的

な考え方として5つほど出されています。1つは、公募方式を採用していったらどうかと。そして、事業費を対象に補助をしていったらどうかと。それと、補助金の周期を設定していったらどうかと。それと、補助限度額というのを定めたらどうかと。そして、補助事業の情報公開をしていったらどうかというような基本的な5つの考え方が出されております。

先ほど申し上げましたように、現在の補助団体の中で今5つの基本的な考え方に立っていると、なかなかそう簡単に決まりが見つからないようなところもあるのかなというふうには思っているわけですし、ただそうは言っても、先ほども申し上げましたようにどこかで一区切りをしたいというのが今の考え方でございます。

したがって、22年度からまた新たに22年度の補助金を出すという形になっておりますので、それらを補助金を交付する中で、今後はどういうようなことも考えておりますよという一つの指針みたいなものを出したらいいかなというのをこの間補助金の適正化委員会でもお話が出たところでございまして、いずれにしてもどこかで一区切りしなければいけないというのはここ数年来の考え方ございまして、貴重なご提言をいただいておりますので、そういうものをどういう形で、どこかで決まりをつけなければいけないかなというふうに基本的に考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 町の人権教育推進協議会についての委員についてのお尋ねであります。この人権教育推進協議会は埼玉県全市町村にありますし、比企地区人権教育推進協議会、県全体としては埼玉県人権教育推進協議会、こういう中になって、例えば町単位でいきますと規則で定めております。

この嵐山町人権教育推進協議会は、規則によりまして第2条で目的がございます。それは、同和問題をはじめとするさまざまな人権に関する課題の解決に資するとともに、人権教育の振興を図り、もって明るい地域社会づくりに寄与するため嵐山町人権教育推進協議会をと、こうあります。委員は40名以内とする。現在30名なのですが、委員さんには、したがって同和問題をはじめとするさまざまな人権に関する課題の解決という観点から、現在2年任期でこのような関係の方々をお願いしている。行政関係職員、ですから教育委員会のこども課とか生涯学習課とか健康福祉課とか総務課も入っています。小中学校長、幼稚園長、各小中学校の人権教育主任、社会教育委員、公民館長、地域代表者、各学校PTA会長、女性団体の代表者、区長代表者、民生児童委員、老人会代表者、人権擁護委員会の代表者とあります。ここから察しますところ、同和問題だけではなくてさまざまな人権問題に対処するというふうなことです。

ただし、社会はどんどん進展しているし、人権課題もさまざま多様化しているということで、新しい課題に対応する範囲の関係の委員さんに今後お願い

いしていく必要があれば、それはお願いしていくという形で対応していくのかなという考えを、考え方をということですので考え方を申し上げました。あくまでも、この規則の設置の趣旨の目的に沿って委員さんをお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○松本美子委員 ちょっとすみません、委員長。

○河井勝久委員長 はい、何です。

○松本美子委員 発言よろしいでしょうか。

○河井勝久委員長 では、松本委員。

○松本美子委員 ただいま渋谷委員さんの総括の中ででございますけれども、発言の中に差別的なる発言等がございましたので、まず1点は水平社、2点目には被差別部落、あるいは同和部落と、こういったものについては同和地区というものを指す言葉でございます。これは現在はありませんので、この辺のところ審議していただき、正式に取り上げていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○河井勝久委員長 質問の中にあつたということですね。

○松本美子委員 はい。最初のほうの質問の中にありましたので、テープ等が起きているでしょうから、それをお聞きになって委員長判断でしっかりと判断していただければと思いますけれども、異議申し立てをいたします。

〔「水平社なんて」と言う人あり〕

〔「そういうことを審議する場なの、だって、

予算委員会というのは」と言う人あり〕

〔「いやいや、差別発言だ」と言う人あり〕

〔「発言があったということを言ってるんだか

ら」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ちょっと、いいですか。水平社というのは歴史的な事実
ですよ、被差別部落も歴史的な事実で、同和というのも歴史的な言葉で、
嵐山町では.....

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 嵐山町は、吉田集会所に関しては同和というふうな言
葉が出てきているので使っているの、それを使わないと話せないような状
況なものを使うなということとはできないと思うのですが。

○河井勝久委員長 今、松本委員からの発言があって、渋谷委員の中に、
例えばテープの中でどこのところで発言があったのかについては、私のほう
もはっきり書き取っていないのですよ。ですから、暫時休憩いたしまして具
体的に.....

〔「その必要ないよ」と言う人あり〕

〔「委員長が言っているんだからいいで」と言

う人あり〕

○河井勝久委員長 その言葉があったのかどうかによって、例えばそれが

.....

○渋谷登美子委員 ありますよ、私水平社って言っていますから。

○河井勝久委員長 少々待ってください。ちょっと。

○渋谷登美子委員 当たり前ではないですか。

○河井勝久委員長 今の言っているこの3つのものが、果たして差別発言になるのか、不適切発言になるかについては、ちょっと調べてみたいと思いますので。

〔「ちょっと委員長、委員長、いいですか」と

言う人あり〕

○河井勝久委員長 暫時休憩いたします。

〔「いいんじゃないのそれは、関係ない人は」

と言う人あり〕

〔「休憩」と言う人あり〕

〔「それは調べると委員長が判断してるんだから、その結果で」と言う人あり〕

休 憩 午前11時35分

再 開 午後 1時32分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩前に松本委員から発言ございましたので、その問題について

ただいま調査をしております。このまま暫時また休憩いたします。

休 憩 午後 1時33分

再 開 午後 2時21分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松本委員の発言に対しまして、差別用語の関係につきまして、水平社、被差別部落、同和部落の差別用語があったということに対しまして、休憩とりまして別室において議長、畠山副委員長立ち会いのもとにテープ起こし、発言の内容について確認をいたしました。

渋谷登美子委員の発言の中で、同和教育問題の歴史的経過を説明する過程において、水平社運動が1922年から始まった云々であります。それで、被差別部落はかつて人権侵害があったと思うという内容で、一つの問題として対処していくべきだという内容でありました。それで、同和部落の問題という発言については一言もありませんでした。

私どもといたしましては、水平社と被差別部落というものが差別用語に当たるのかどうかについて、いろいろと調べました。調べた内容は、すべての関係書類あるいは関係者に対して調査をしたところ、差別発言とは断定しがたいということで、これも、町もそういう判断をいたしました。委員長もそういう判断をいたしました。

なお、今後使われ方によっては誤解を招くことになると思いますので、慎

重な取り扱いをしていただきたいということをお願いいたしたいと思います。

以上、報告いたします。

はい、松本委員、何かございますか。

○松本美子委員 はい。それでは、大変長時間私の発言に対しまして貴重な時間を費やしていただきまして大変ありがとうございました。

○河井勝久委員長 それでは、会議を続行いたします。

既に渋谷登美子委員の総括質疑は終了いたしております。

次に、第7番委員、川口浩史委員。

○川口浩史委員 今度の新年度予算は、太陽光発電やエコキュート、そういったものへの補助、七小の芝生化、これは補正でお願いしたいと思います。また、温暖化防止につながる制度に取り組んでおります。また、デマンドによる町民の交通手段の利便性につながる、こういったものも研究費として。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 聞こえない。

〔「はい、大丈夫です」と言う人あり〕

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 そのデマンドや人間ドックの人数の拡大など、大変よい政策が入っております。そういう中で、次に申し上げる点については改善をしていただきたいというふうに思うわけです。

その第1が花見谷の工業団地の地上デジタル化の工事です。ちょっと話

をこういう角度からしていきたいと思っているのですが、モラルの欠如というのがいろいろ言われているわけですね。お金がありながら税金を払わないという人がいるというふうに言われておりますので、まさにモラルハザードが起きているというふうに思うわけです。

どうしてそういう人が出てきたのかなと考えますと、結局のところ私たちがつくってきた社会の中で、そういう独特の考えが育成されていったというふうになるのだと思うのです。そうしますと、私たちのやっていることによって、いろんなところで社会的影響を与える、これ嵐山町だけの問題ではないのですけれども、でもやっぱり行政として大変大きい影響を与えるというふうに思うのですね。

そういうことですから、本来ならこの問題は原因者負担の原則にのっとって、工場をかけた企業が払っていくというふうにしなないといけないと思うのです。そういうふうに関係している工業団地が、前にも申し上げましたが、松伏町と吉川市だということです。この前伺いましたが。工業団地をやって、東日本テクノポリス、そこは工業会がすべて持ってやっているということでもあります。そういう工業会もあるわけですから、原因者負担の原則に立ってやっていくことが必要だというふうに思うのですよ。

ところが、この前町長に伺ったときには、工業会もいろいろやってきてもらっているということをおっしゃって、いわば思いやりでこの予算を組んでいくというふうに思うのですね。思いやりでやる予算に、町民が、多くの町民が

理解するだろうかというふうに考えると、なかなかそうはいかないのではないかなと。日本航空のように、つぶれるかつぶれないかというそういうときには、これは多くの町民が理解を思うのですが、そういう状況ではない中で単なる思いやりでやる予算というのは、やってしまうと今度はまた新たなモラルハザードを私は起こすのではないかなと、これから何年か先に。そのことを私は心配するわけです。

これからのまちづくりの中で、ボランティアを組織して余りお金をかけないでやっていきたいというのが町長の考えですが、そういうものにも私は結局のところ影響していくと。原則を町長が破ってしまうと、これからいろんな義務を果たせと言っても義務を守らなくなってくることにつながっていくのではないかなというふうに思うのです。その点で、この問題についてお考えを伺いたいと思います。

それから、2つ目には、町債と公債費の関係です。これは、質疑の中でもありましたが、傍聴者いなかったのもう詳しく説明する必要はなくなったので、というか、実は詳しくしようと思っていたのですが。要は、公債費より町債のほうが、すみません公債費より町債のほうが大きいということになったわけですね。

私も何年か前にこの問題質問しているのですが、元金以内でおさめていきたいというのが町の姿勢だったと思うのです。これをずっと続けてきて、嵐山町も60数億あったものが平成20年度末54億円台にまで減ってきたわ

けです。借金を減らしたというのは、これ多くの、多くのと言っていない、私が聞いている中では町民も評価している人いるのですよ、多いのですよね。

ところが、ここへ来て、昨年もそうでした、結果的に。ふえていますからね。今年はまだ、新年度からこの元金以内というのを破ってしまっているということであるわけです。ちょっとこういうことを続けていくとまた借金がふえていくのかなと、これ危惧をせざるを得ないのですね。今回新年度予算を組むに当たって、どの程度お考えになって公債費を上回る町債をしたのか、伺いたいと思います。

それから、3点目、これはもう結構です。補助団体における。

〔「通告してあるわけじゃないから、いいんだよ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 いや、ちょっと内部的には通告してあるから。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 ちょっと一言言って。補助団体における活動の実績報告、上げるにはやっぱり領収書の添付をしていくべきだと。私2つの課で伺ったところ、どこもつけていなかったわけです。どこもって、2つの課は。恐らくほかの課もそうだと思います。

疑われるようなことはしないと、傘下に冠を正さずというふうに言われておりますが、やっぱり今の時代疑われないようにきちんとした報告をもってやっていくべきだというふうに思うのです。団体としては厄介になると思うの

ですが、そこはぜひ進めていっていただきたいと思います。これ答弁結構です。

それと、同和事業の終結、私は終結が基本だというふうに思っておりますので、ただやめる気がありませんからこれも答弁いいですけども、指摘だけしておきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

今、電波障害の関係でモラルハザード、いろいろお話ございました。基本的な考え方は私ども同じだというふうに考えております。ただ、今回のこの件については、昨年というか、21年度の補正予算のときにご質問があって、町長が答えております。それも今川口議員お話がありましたけれども、そのとき町長が、行政としてその地域に入る、あるいは進出をしていただいた工場、工業会に入るというようなことがあったと思うと。そういう中であって究極の判断をしてきたというふうなことで、ぜひご理解をしていただきたいというふうなお話でございました。

したがって、これから先どうだというお話がございましたけれども、それは当然のことでございますけれども、原因者負担というのは基本的な考え方だというふうに思っております。ただ、この花見台工業団地の電波障害につい

では、過去の経緯があって今に至っているというふうなことです。

今回 22 年度の予算でお願いをして、デジタル化に合わせて決まりをつけるといふことで、共同アンテナの建てかえを考えるとかなりのお金がかかるという中で、個別の受信に対応する工事を行って決まりをつけさせていただくと。これは、デジタル化終わるとあとは共同アンテナの撤去の工事が残るだけでございまして、ぜひそういうことでご理解をしていただきたいなというふうに思います。考え方としてはよく理解しているつもりです。

続いて、公債費の関係ですけれども、今これも川口議員がお話がありましたように、私も以前何人かの議員さんに対して質問に答えています。元金を返す範囲内で起債を起こしていくというのを大原則に考えて、いわゆるプライマリーバランスを守るといふことははっきり申し上げてございます。

ただ、21 年度、そして 22 年度というふうなお話がございましたけれども、ちょっと特殊要因と申しますか、特に 21 年度については先日審議をいただきましたけれども、平沢の土地区画整理事業の関係で 4 億円の起債を起こすということでございます。21 年度の元利で考えていったときの、元金と利息と考えたときのプライマリーバランスの赤字が 3 億 1,453 万 7,000 円ということです。したがって、平沢の関係がなければここも黒字だったのかなというふうに基本的には考えています。

それで、22 年度については 10 億 390 万という起債を起こすわけがございますけれども、その中を見ていったときに、一番大きいのはまちづくり交付

金の事業で、これが4億 8,730 万、そして臨時財政対策債何と3億 9,000 万、そして1億 2,660 万は借換債というふうなことがあって、ここもちょっと特殊の要因が加わった結果で、プライマリーバランスが赤字の1億 9,396 万 5,000 円になったということで、当然新年度予算を組むときにその辺は我々も意識をしているところでございますけれども、先ほど申し上げましたような要因によって赤字になってしまったというのが事実でございます。

今後どうなるかということでございますけれども、今予定しておりますのは、平成 23 年度は若干の赤字と。今計画しておりますのが、そのままでありますと約 1,000 万ぐらいの赤字ではないかなと。それ以降、24 年度以降は黒字化が守られていくだろうと。これは、一定の予定する起債を考えての話でございますけれども、したがってここ 21 年度、22 年度はちょっとこう特殊な要因が加わったことによってプライマリーバランスの赤字化になってしまうのかなと。

したがって、基本的には、前にも申し上げたとおり元金の範囲内で借りていくということによって、徐々に起債残高が減っていくと。ただ、皆さんご案内のように国が今こういう状況でございますので、この赤字地方債、いわゆる臨時財政対策債がどのくらいどうなっていくかというのは全く見当がつかないというのが実情かなと思っています。

予算の参考資料にもございますけれども、ぜひ普通債のところでも今後見ていただきたいなと思うわけなのですね。いわゆる国で言う建設国債のどこ

ろですか、これを確実に減らしていくというのは、やっぱりそこが一番大事な
なと思っておりまして、ぜひその辺を注目をしていただきたいなと思
います。

国の政策によって、どうしても起債を起さざるを得ないというのは、それ
は嵐山だけの話ではなくて全国的な話でございまして、ぜひ普通債の残高
がどういうふうに減っているかというのをポイント置きながら、我々も今後財
政運営をしていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解のほ
どお願いしたいと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 アンテナ問題は、余りにも意見が違いますので、もうこれ
以上言ってもしょうがないので、やめます、もう。

町債と公債費についてはわかりました。十分配慮してやっていて
いただきたいと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 次、第8番委員、清水正之委員。

○清水正之委員 民主党政権ができて初めての予算ということで、そういう
面では大変、これから事務的にも非常に大変な部分があるのかなというふ
うに予算審議の中で感じましたけれども、そういう面では一つは子ども手当
の問題についてだけ、方向だけお願いをしたいというふうに思うのですが、

審議の中で子ども手当については非常に事務的にも煩雑になるというのを感じました。ただ、やっぱり漏れがあってはいけないかなというふうに思います。

私たちは、子ども手当の場合については、税額控除という抱き合わせのために、税額控除を廃止しろという要請はしているわけですがけれども、その問題がいずれ国保や保育料にはね返ってくるだろうということもあって、増税になる人が非常にふえてくるというふうに思い、ただそうはいつでも単年度ということなので、これもどうかなというふうに思います。来年度以降は未定ということになるわけで、国からの通達も来年度の要綱しか来ていないということですから、再来年以降はどうなるのかなというふうには思います。そういう面で、私たちは子ども手当ではなくて児童扶養手当を対象を拡大をし、手当を引き上げるとことのほうがより事務的にも煩雑にならないだろうというふうに思っています。

しかし、実際は子ども手当支給になるわけで、そういう面では個別通知が出ないという問題が一つ残されたかなというふうに思います。広報等で周知徹底はするとはいつでも、手当の漏れが出てしまったら何にもならないと。むしろ、個別通知を出しながら公務員というか、公務員の部分については除かれますというものを入れながら個別通知を出していったほうが、むしろ漏れは少ないのではないかなというふうに感じました。そういう面では、ぜひそういうふうにしてほしいというふうに私は思っています。

これ、何でしたっけ、前にも国からの給付金、定額給付金があって、これも随分漏れた人がいるという話も聞いています。そういう面では、個別通知を出すことによって漏れはなくなるのだろうなど。むしろ、だから個別通知を出しながら、こういう人についてはぜひ会社のほうに申請を出してくださいというふうにしたほうがベターではないかなというふうに思いました。その辺の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。

個別補償については、18、19日に説明会が開かれると思いますし、そこに農水省の職員も見えるということなので、個別補償の問題については今回は遠慮しておきます。また、そのほかの問題についてもちょっと、子ども手当の問題だけに絞らせてもらいます。

もう一点は、実は町長の施政方針の中で、非常に私注目をしたところがありまして、町長の施政方針の中で年末に単身の人が亡くなったという問題も含めて、2015年には65歳以上の人口が、約3人に1人は65歳以上、同時に75歳以上の人も10人に1人になる。また、10年後には75歳以上の人に対して14歳以下の人たちが半分になるという点が載っていました。

私、この部分に非常に注目をしたのですけれども、だとするとこれからの町政運営がどこに力を入れなくてはならないかということになってくるのだと思います。一つは少子化対策かな、もう一つは高齢者対策、それともう一つ、雇用の問題をどう上げていくかというのが非常に大きな課題になってくるのではないかなというふうに思います。

特に今回の当初予算を見たときに、税務課長のほうからも言われたとおり団塊の世代が大幅にこの数年間で減ってくるということになったときに、では税収を確保していくのにはどうしたらいいのだろうか。そういう面では、労働者人口をどう引き上げていくかというのが非常に大きな課題になってくるのではないかなというふうに感じました。

そういう点では、今質疑の中で話をしたとおり、高校卒業生が74.8%、約4人に1人は内定が決まっていないという状況の中で、嵐山町の場合は特別委員会の報告にもありましたとおり明星の移転がどうなのか、それからインター内がどれだけ早く決まりがつくか、これが大きな課題にはなるのだと思いますけれども、そういう点では企業支援課の役割というのが非常に大きな位置を占めてくるのではないかなというふうに思います。

特にやっぱり団塊の世代がこの数年間で大幅に減少するということは、町の税収そのものも、今回も大きく減収になっている一つの要因として団塊の世代が退職をするということが一つの要因として挙げられたわけですが、それでも、どれだけやはり労働者人口を多く確保、あるいは政策的につくり上げていくかというのが町の大きな、最大の課題になってくるのかなというふうに思います。

実はきょう、役場の入り口のハローワークからの求人情報見たのですけれども、これ郡内だけなのです。そういう面では、嵐山町の勤めている人というのは東京圏も含めて勤めているわけで、そういった情報もきちっとやっ

ぱり取り寄せる必要もあるのではないかというふうに思うのですね。

予算的にも、少子化対策、それから高齢者対策、それから雇用確保の予算というものをきちっとつけていかないと、これからのやっぱり住民生活というのは守れないのではないかというふうに思います。

そういう面では、第5次の振興計画を計画をし、実施計画をつくり上げて、予算的にもそういう形で来年度以降予算が決定されると思うのですけれども、そういう予算配分にしていかないと住民生活というのは守れないのではないかなというふうに思うのですけれども、考え方をまずお聞きしておきたいというふうに思います。一応2点です。

○河井勝久委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、子ども手当の周知の関係につきましてお答えをさせていただきます。

昨日の話の中で、個別通知のが云々という話でちょっと誤解があったかなというふうに考えるのですけれども、まず制度のお知らせなどの通知、そこら辺の手續だとか支払い方法だとか、そういったものについては、町内の小中学校、幼稚園、あるいは町内の保育園を通じてまず全部に個々に配付をしていきたいというふうには考えております。

それから、町外の単に幼稚園、保育園、こういったところについても、これらについては名前わかっておりますので、郵便で通告をする予定です。

その他、どういう方が考えられるかという形になるわけですがけれども、ま

ず私立の小中学校の児童、それから支援学校に行っている児童、そして在宅と、こういったところが考えられるわけでございまして、これらについてどこまで個別通知というか、個別にやっていくかどうか、検討はしてみたいというふうに考えています。

それから、昨日は公務員の関係もお話はさせていただきましたけれども、例えば町内の小中学校等におきまして保護者の方が公務員の方、これらの方々につきましても個別の通知については差し上げる予定でありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 清水委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

さきの施政方針の中で、将来の人口推計、またそれらに対応する安心して暮らしですとか未来を支える子供、それから雇用の関係のことを述べさせていただきました。大変こう厳しい状況でございます。しかも、新政権が誕生してその中で期待は大きいわけでありますので、それにどこまでもこたえていただけるのかというのが一番の関心事であるわけですが、それらがなかなかこの将来への安心感を与えるほどのインパクトある政策がなかなか出てこない。

そういう中で、今お話のように方向性ということでございますが、少子化の問題、高齢化の問題、雇用の問題ですけれども、少子化対策ということで

町ではいろんな施策を行ってまいりました。嵐山町の実力にあった形で、子ども手当ではなくて医療費の拡大等も行ったり、あるいは今度学童保育室をふやしたりというようなことでやってまいりました。

そういう中で、今度子ども手当ということになってくるわけですが、さっきも広報の町長取材記にちょっと書かせていただいたのですが、子供関係の中で、児童手当、こども医療費、保育所、学童保育、こういうもので5億円かかっています。それから、幼稚園の管理費、幼稚園関係で3,330万円、そして今度子ども手当ということでもう3億円規模ということでございます。これら子供だけでこういうことでございます。

それから、子供の医療費でも、こども医療費の、ちょっと額が間違うといけませんのであれですが、大体1年間のこのところで拡大をした分で500万程度の増加になっております。そういうことで、拡大をした分ですぐらいな額がふえてきているわけでありまして、全体の線からいけばそれらが間違いなくふえていくわけです。

それで、高齢者の医療費というのが、嵐山町の医療費もそうですけれども、平均で6%とか言っているのが嵐山町では9%、国保なんかで組んだのが間に合わなくて10何%ということございまして、大体その高齢者の医療関係、介護の関係、そういうようなものを含めて年々10数%、10%強、超の増加という状況なわけですね。ですので、それらにいかに対応するかということが課題です。

この間、先日の読売新聞にこんなことがありました。鳩山政権の社会保障政策全体の評価をどう見ますかということで、早稲田の宮島洋という先生が気になることが3点ありますと。1点目は、子ども手当や年金など現金給付の偏重、こういうものが偏重、大変こういうところに偏って多い。2点目、前政権で批判をされた諸問題の対応や保護、救済の性格が強く、急速に進む高齢者を見据えた長期的な視野に欠けているという点が2点目。それで、3点目が、改革を進めるには不可欠な税制や税務行政の見直しの認識が希薄なことではないだろうか、この3点を挙げているのですね。これは、この教授が言うだけではなくて、もう常に言われているわけです。それで、特に雇用の関係で議員さんおっしゃるように、嵐山町でもこの施政方針に書かせていただきましたけれども、やっぱり嵐山町の雇用というのは、団塊の世代が退職をされるものを超えるほどの雇用を確保する雇用政策というのは本当に厳しいことだと思うのですね。やっぱり国が成長政策をとって、GNPの拡大ということを世界に向けて発信をして、それでその経済基盤を大きくしていくこときりないと思うのですね。やっぱりこれがないと雇用の確保というものはできない。そして、そういう形で要するに実入りがあるような形に国が持っていないことには税収も上がりませんし、福祉、医療福祉、いろんなものにかかるお金というのは出てこないわけです。

ですから、税収を内向きのことでなくて、やっぱりこの成長戦略をとって、それで経済基盤を拡大する中で、税収もそうですし、所得水準も上げ、その

中でやっていったらいいのではないかということがいろんなところに書かれておりました、やっぱりそういう方向ではないかなというふうに考えている。また、違った研究の論議と言うのも変ですけども、この所得が上昇すると医療費も上昇するという、こういう通説があるのだそうです。

そして、先進国 13 カ国の所得水準を比較して、所得が1%上がると医療費も 1.2%上がる。それで、この生活水準が上がるということは平均寿命を延ばす、結果として。それで、1900 年のアメリカの平均寿命が 47 歳であったのが、2000 年には 77 になり、我が国は 20 世紀初頭 44 歳から 2000 年には 81 歳、つまり経済成長で1年間の生活水準が高まったように、その水準を享受できる期間というのがアメリカで 60%、日本では 80%の単位なのです。

やっぱり医療費の支出が多くなるかもしれないですけども、財政の基盤というものが拡大をする、成長政略をもっとそういう形にGDPがふえていけば、そういうふうに結果として寿命が延びたり、あるいは健康寿命を延ばす、人間の幸せ感をふやせるということになってくるというようなことが書かれておりますけれども、やっぱりそういう方向ではないかなというふうに思います。

委員さんおっしゃるように、いろんな問題は嵐山町も抱えてくるわけですけども、何を一番重点を置くかということですけども、やはり一番このところを重視をしなければ、これからのまちづくりというか、二本足で生きて

いくことはできないのではないかなという、一番おっしゃるとおりでございます。

ちょっと失礼いたしました。先ほどのあれですけれども、こども医療費、それから乳幼児の医療費で、こども医療費が1,200万ぐらい、乳幼児2,000万、それで両方で22年度予算が3,000万ということでございますけれども、これが前年度に比べて約500万強拡大をした分でふえている。ですから、これからもどういう形になるかわかりませんが、減ることは少ないのではないかなと。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 GDPでいえば、先進国で一番日本は低いのですよ。成長していないのです。町長が施政方針の中で「失われた10年」と言っていますけれども、10年どころではなくて20年という話があるわけで、国の話をここでしようとは思いませんけれども、そういう面では民主党の政権そのものが、確かに事業仕分けということで一定の無駄は省いたと言いながら、まだまだ目指すべきものというのは出ているわけで、それが地方自治体に非常に大きな影響を与えているのだというふうに私は思っています。

一つは少子化対策の問題でいえば、やはり今そういう面ではお父さん、お母さんたちが安心してやっぱり働けるという状況を、今の状況の中でお父さんだけ働いてということではないと思いますし、それこそ安心して働ける、

そういう政策をつくり上げていかざるを得ないと思いますし、そのためには負担をどれだけ減らせるかというのがあるのだと思うのですね。高齢者のお年寄りの問題についてもそうだと思います。

確かに後期高齢者では埼玉県は今回引き下げを実施しましたがけれども、それでもまだ高い保険料を納めざるを得ないという現実が残されているわけで、そういう面ではやっぱり負担を減らせるかというのがこれからのやっぱり課題だと思います。そのためにはやっぱり税収をどれだけ上げてくるかということにかかってくるのだと思いますし、国の施策にも当然影響してくるわけで、そういう点では私企業支援課の、先ほども言いましたけれども、企業支援課の嵐山町の行政の中での位置づけというのが非常に大きくなっていくのかなというふうに思っています。

そういう面では、どれだけやっぱり嵐山町だけではなくて、近隣や県外も含めてどれだけ多くの人たちが正職員として働ける情報を伝えるか、あるいは嵐山町の中でいえば、花見台でいえば工業界との連携をとりながら、それこそパートでもいいですけども、そういう情報を、嵐山町の中の情報を、それから郡内の情報、県内、県外の情報どれだけやっぱり町民の人たちに雇用の確保という問題で情報提供ができるかというのが非常に大きなウエートを占めてくるのかなというふうに思うのですね。

この間もいろいろ提案をしましたがけれども、効率的な問題で全部はね返されてきましたけれども、そういう面ではやはり団塊の世代の退職とは言い

ながら、その人たちにだって、まだ働く意欲もあるだろうし、シルバー人材センターをどう充実させていくかという問題もあるでしょうし、そういう部分では、いろいろな情報をつかみながらどう発信するかというのが、やっぱり企業支援課のこれからのスタンスになってくるのかなと。そこに力を注いでいかない限り、労働者人口をどれだけ上げるかというのは、非常に大変な努力が必要だと思います。そのことなしに税収そのものは上がってこないと思います。

何年か前に5～6年先には嵐山町も団塊の世代の人たちが2,000人、3,000人という形で迎えるという話があったわけで、それがずっと続くとすれば、労働者人口そのものがどんどん減少してくるというふうになってきざるを得ないわけで、そういう面では少子化対策というのが非常に大切になってくるだろうし、雇用の確保というのは非常に大切になってくると思うのですが、見解をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりなのですね。そういう方向で企業支援課を産業振興から分けて、そして嵐山町の企業支援、企業誘致、そういうものに対する姿勢というものを明確にして、嵐山町の考え方というものを町外にアピールをするような形にして、ここまで来ているわけです。

それで、そういう中で成果、なかなか見づらいわけですけれども、何かやったらすぐ出るというような状況でもございませんが、一步一步、地道な活

動を続けているという状況でございます。

そういう中で、今お話ありましたけれども、負担を少なくということですが、ご承知のように毎日流される情報の中で、間違いなく高福祉、高負担という方向に向かっているのですね、新政権が。ですから、この負担を少なくというのは非常に厳しい状況だと思うのですね。どんどん負担がふえていくわけです。それで、しかもそのところの財源の見通しというものが立たないわけですから、不安感、それから将来に対する閉塞感というような悶々とした気持ちというのが国民の中に広がってきているような状況というのはあると思うのですよ。

ですから、おっしゃるように町の中の企業支援課を中心として町は町で、二本足で立てる態勢をしっかりとっていく方向で頑張っていかなければいけないと思いますが、国でもぜひちょっとGDPの話がありましたけれども、その経済成長戦略をとりまして、経済基盤をしっかりと国でもっていただいで、給料をしっかりとれるように、日本の国がもうかるように、そういう中で、税収がしっかり上がって市町村のほうに回ってくるような体制を早くとってもらいたい。ひたすらそれを願うわけですが、清水委員さんのおっしゃるような企業支援課を中心とした体制に一層の力を入れていきたいと考えております。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 町長言われるように、すぐに結果が出るというふうには私

も思いません。そういう面では5年、10年というスパンにならざるを得ないのかなというふうに思います。

いずれにしても、嵐山町の人口そのものが、もう本当に下がしぼむというか、そういう状況の人口ピラミッドですから、どれだけやっぱり多くの人たちがですか、少子化対策をやるにはやっぱり子供がどれだけ多くなってくるかというのにかかるわけですから、そういう面では嵐山町は出生率そのものも県平均以下ですよ。

だから、そういう面では、町長が施政方針で言われるように14歳以下の人口が75歳の半分になってしまうというのは、これは本当に真剣に考えていかないと、限界集落という言葉もあるように町そのものがそういうふうになっていくということにはならないと思いますけれども、いずれにしても出生率を高める工夫もしていかななくてはならないし、現実の問題としては先ほど言ったように働く労働人口の人たちをどれだけふやせるかという政策を中心にやっぱり、ぜひ考えていってほしいというふうに思うのです。

そういう形をつくっていかないときに、行政の発展というのはなかなか望めないのではないかなというふうにも思っています。ぜひそういう施策をこれから構築していくような、それこそ振興計画の中で十分議論をしていただいて、そういう政策を取り入れてほしいというふうに思うのですが、最後ですから考え方、お願いをしたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、清水委員がおっしゃるような状況です。今嵐山町の人口が11年で1万9,000人ですよ、下がってきていると。そういう中で日本国籍の人口というのはどんどん下がっている。それで、その中で外国籍の人口というのは300人ぐらいのところをずっと維持をしているのです。ですので、減っているのは日本国籍の人なのですね。

ですから、全体の中で考えれば、外国籍の人というのは減っていないわけなのですよ、人口的には。ということは、嵐山町に占める割合というのは、渋谷さん.....

○渋谷登美子委員 1.5%。

○岩澤 勝町長 1.5%、1%を超えているという話がありましたけれども、そういう状況、これからはだからこういうふうに行くかなという感じもするわけですが、それでも、それも企業が元気ならふえていくでしょうし、そうでなければ減っていく。それと、今度総振をつくるわけですが、何度も言っていますように人口減少の社会、それから高齢化、少子化にどう対応するかということとで一番大きな課題だと言っていますが、それには今委員さんおっしゃるように、この嵐山町が人口減っている状況の中で、先日もちょっと話が出たのですが、嵐山町の保育園というのは人気があるだろうか、周りから比べて。嵐山町の幼稚園というのは、周りから比べて幼稚園はどういう人気なのだろうかというようなことを考える。

それで、保育園に管外委託というのはですか、そういうようなものが嵐山町

に、あるいは嵐山から外に。それで、幼稚園なんかはたくさんある、例えば松山なんかの場合にはどこの幼稚園で人気があるとか、どこがどうだとかというのがあるわけですがけれども、それを今区域を超えた中で人気があるところに人が集まる、動くというのは千葉県なんかでもそういう状況というのはかなり顕著に出ているというのですね。ですから、子育て支援にもしっかり対策は立てて、人気があるような、子育てしやすいような環境にあるところだと人もふえる、移住してくる、引っ越してくるというような状況が生まれてくるのかなというふうに思います。

ですので、企業支援と同時に、今言うように子供がどんどん減るというような状況をどうにかこう食いとめていくための努力というものを、今度の総合振興計画を立てる中には、大きなウエートを持ってそういうものを取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○河井勝久委員長 最後に、第3番委員、金丸委員。

○金丸友章委員 それでは、3点ほど質問させていただきます。

12月の定例議会で町の執行からも、また議員からも22年度の予算に

.....

〔「入っていないんじゃないですか」と言う人あり〕

〔「入った、入った」と言う人あり〕

○金丸友章委員 失礼しました。22年度の予算編成に向けて、ちょうど事

業仕分けが一段落したというふうな時期でありましたので、来年度の嵐山町への影響についての多くの質疑が行われました。

その中で何点か嵐山町として、影響または廃止等の事業仕分けの中で話が出まして、それについて影響がどのぐらい、及ぼすものはどれだろうかということで、一覧表が提示されました。

今回来年度の予算に当たりましては、大方の金額の面では、いろんな工夫をされて例年と比べて大きな影響というものは何とか避けられたのではないのかなと思っておりますけれども、具体的に項目を挙げて、その経緯といえますか、来年度の事業計画の数字のベースでお伺いをしたいなと思っております。

地方交付税、交付金については、当時の見解ですけれども、影響額が不明であるということが出ております。また、まちづくり交付金についても、継続事業としての予算についての影響が懸念される。また、水道事業においてもしかりでございます。また、シルバー人材センター延長事業についても減額が懸念される。延長保育事業、次世代育成支援対策交付金についても不透明なところがある。保育所運営費負担金についても、保育料設定の影響額が懸念されるということです。

それから、介護予防事業、地域支援事業の一部でございますが、これについても減額が予想されるという。また、公立学校の施設整備事業ですけれども、耐震化の進みに影響の出る可能性がある。放課後こども教室の推

進事業ですけれども、これはその当ても廃止、これにつきましても影響が考えられる。義務教育費、国庫負担金についてですけれども、これは影響はないけれども、病院の配置に影響がある場合等ですね、そんな影響なども挙げておられます。

また、農地・水・環境保全向上対策についても減額が予想されるという、このような見解がございました。

そういう中で、税制の町の町税の落ち込み等もありまして、事業計画、予算編成には非常に苦慮されたのかなと思いますけれども、この点、今掲げたような施策につきまして、今年度、来年度、22年度の予算で、どのような結果が出ましたか、およそのところをお聞きいたします。

次に、政府は地域主権主義という、そういうものを掲げておりまして、自治体の裁量で自由に使える財源をふやすという方針も出しております。ただ、今回は22年度にはそういう方針が十分には含まれなかったということは事実でございますけれども、今度の予算編成の中で、そのような方針が施策に反映されるものがあつたのかどうか、そこら辺を伺いたしたいと思います。

3番目に、子ども手当の執行について。先ほどまた、昨日も対象者、手続、周知等についてご説明をいただきましたけれども、これ以外に現時点でその執行に当たって、何か問題を感じられるものがあれば、お聞きしたいと思います。

昨日も施設入居の児童についての給付ということも、そんなようなことで

いろいろ決定したというようなことが報道されておまして、これも非常に流動的なものになるのかなと思っております。現時点でどのようなものが考えられるのか、問題点があるのか、お伺いをしたいと思います。

また、先ほど町内の外国籍の登録者のお話も出ましたけれども、この給付に当たりまして、外国籍の方への給付、人数的にはどのぐらいいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 井上政策経営課長。

○井上裕美政策経営課長 まず、事業仕分けの関係と交付税の関係につきましてのお答えをいたします。

昨年行われました事業仕分けの対象となりました、今お話しありましたまちづくり交付金事業をはじめとする町のかかわりのあります事業、ここにお話をいただきましたが、11事業でございました。

その影響でございますけれども、まず保育所の関係で国の徴収基準額表というのが変更になりまして、今までの階層区分が7つございました。それが1つふえまして、7から8階層にふえた。このふえたことによりまして、町の負担分、金額はちょっと積算しておりませんが、増加するものと考えられます。

それから、シルバー人材センターの関係でございますが、これにつきましては国の補助金の見直しが行われまして、950万円というのが昨年度のシ

ルバー人材センター、町のCランクというのが補助金の額でございました。

22年度は、これが880万円と変更されるということでございまして、70万円が減額をされることになりました。

本来でありますと、町は国と同額の補助をすることになりますが、平成22年度は予算審議の中で審議していただきましたように、950万円補助する予定でございます。これ以外、9事業ほどあるかと思いますが、大きな影響はございませんでした。

それから、交付税の関係でございます。交付税につきましては、大変苦しい財政状況の中で予算割れをしないようにということで厳しく試算をしているところでございます。それでも平成22年度は、前年度と比較いたしまして1億4,400万円ほど増額としております。しかしながら、町税の減収分、これが1億7,460万円の見込みでございます。自治体の裁量で自由に使える財源、一般財源でございますが、この合計を前年度と比較いたしますと1,945万円の減額ということになってしまいます。

こういってございまして、昨年比べて楽になったかというところというわけではございませんで、町は地方交付税大変厳しく見ているということもございまして、一般財源そのものは減額になっているということもございまして、ご質問にありましたその増額分で何件かの事業が新しくできたということはございません。

ただし、平成22年度の単年度措置といたしまして、交付税の中に国で

は地域活性化雇用等臨時特例基金というのを設けております。これが約1兆円、正確には9,850億円だと思いますが、この額がプラス分としてあります。

ただし、マイナス分といたしまして、平成21年度にありました地域雇用創出推進費というのが平成21年度5,000億円ほどございました。差し引きしますと約5,000億円程度、この財源が、まだ算定方法が未定ということで、この分を当初予算の中では見込んでございません。

そういうこともありますので、明るいちよっとお話ができるとすれば、その増額分がふえる見込みが考えられますので、そのときにはまたそのときのふえた段階で、施策に生かせるものがあれば考えさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、3点目の子ども手当の関係につきましてお答えさせていただきます。現時点での問題ということですが、けれども、始まったばかりですので、なかなか探りづらい点はあるわけですが、けれども、3点ほどちょっと申し上げていきたいと思っております。

まず、最初はやはり地方への財政負担、これが一番大きいかなと。全額国のほうでやっていただければいいわけなのですが、途中で児童手当、この制度とのリンクということで地方負担が生じるということでございま

す。

本年度ベースで申し上げますと、児童手当と子ども手当で約 3,600 万ほどの町負担が生じていると、この辺が一つあるかなと。

これとリンクをするわけですがけれども、2点目が現況届を出していかなければならないと。地方負担、この辺の関係がなければ、こういった現況届も、いわゆる全員から出していただく、これはないわけですし、そういった点が見込みとしてあるかと。

それから、3点目が議論の中でもいろいろ今まで出ておりますけれども、やはり不透明感といいたいまいしょうか、法律そのものが 22 年度、単年度の法律になっておりまして、23 年度以降はかなり不透明。そういう中で制度が堅持できるのか。あるいは制度が大幅に改正になるのか。その内容によっては住民の方々もちょっと混乱が生じるかなと。

そして、事務処理上も、補正のほうでシステム改修、予算をいただいているわけなのですがけれども、またゼロベースに戻って、そういったものの改修が生じるか、あるいは先ほど来お話ありますように申請だとか周知だとか支払いだとか、こういうものへも響いてくる可能性もありますので、その辺の不透明感が3点目としてあるかなと、現状で考えられるのはこのようなことかなというふうに事務方としては考えているところでございます。

続きまして、永住資格者等についてお話をさせていただきます。永住資格取得者、これは嵐山に 70 人ちょうどいるそうでございます。このうち 15

歳以下が8人、それから特別永住者13名おるそうです。このうち15歳以下がお二人と。

以上でございます。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 ありがとうございます、はい。

終わります。

○河井勝久委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第13号議案 平成22年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時45分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第14号議案 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 2点ほどお聞きします。

最初に、241ページの前期高齢者の交付金なのですが、ここに説明も書いてあるのですが、前期高齢者65歳から74歳の加入率が全国平均12%に対して、上回る場合に調整金として交付されるということなのですが、上回ったものがこの金額だというふうに思うのですが、嵐山町は何%ぐらいなのかお聞きしたいと思います。

それと、次に261ページなのですが、人間ドック等の委託料ということで前も説明はいただいていますけれども、これは人間ドックと併診ドックの合計の金額だというふうに思うのですが、人間ドックと脳ドックですよね。脳ドッ

クを受けると、脳ドックというか脳を受けると、これが併診ドックというような感じになると思います。人間ドックのみの2つがあるわけなのですからけれども、特定健診なんかで脳以外のところというのは既に済んでいる方もいるわけですよ。そして、非常に人数的に併診ドックの場合は少ないので、脳ドックのみというようなのはやっていないわけですよ。それで、そのやらない理由というのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。2点だけお願いします。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

まず、241 ページの前期高齢者交付金でございます。嵐山町のパーセント、どのぐらいかということで 22 年2月現在で 35.0%でございます。

続きまして、261 ページの人間ドック関係の健診委託料。これ人間ドック等委託料というふうに記載させていただいておりますが、この内訳につきましては議員さんのご質問にございましたように人間ドック、これを 270 名分という形で本年度は見積もっております。それから、併診ドック、人間ドックと脳ドック、こちらのほうが 40 人分を見積もっております。

そのほかに住民健診に相当するもので、胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、それから乳がん、申し上げましたが、乳がん検診ですね、それから骨密度、その集団と個別分。こういったものもこの委託料の中には含まれております。そういったことをご理解いただきたいと

思います。

それから、特定健診と人間ドック、それから脳ドックの関係なのですけれども、基本的に人間ドックを受けていただいた方については特定健診は受けないという形になっておりまして、特定健診を受けていただいた方は逆に言うと人間ドックは受けないというような形で、重複をしないような形でご案内をさせていただいております。

それから、脳ドックだけ単独で設けない理由ということによろしいでしょうか。基本的には脳ドックだけで設けることもできるのですけれども、今回この人間ドックを対象者をふやさせていただきました。これを検討する中でもあったのですけれども、基本的に脳ドックというものに関しては、いわゆる補助対象というものはございません。脳ドック部分については町の単独事業で実施をしているものでございます。

今回人間ドックをふやさせていただいた理由の一つには、人間ドックを受けていただいている方の中で、非常に特定健診をなかなか受けていただけない40代なり50代なりの若い方たち、そういった方たちが特定健診はなかなか受けていただけないのだけれども、人間ドックについてはかなりの人数が受けていただいているというような事情もございます。

ですから、特定健診を国保としては推進をしていくという基本的な立場は変わりませんが、若い年齢の皆様方にとっては、どちらかという人間ドックを受けるとい希望が大きいだろうということで人間ドックのほうをふやさせ

ていただいた。それとともに、脳ドックについては一応3年に1回という一応の基準の回数を設けさせていただいているのですけれども、この特定健診との兼ね合いも含めまして、人間ドックと脳ドックに関しては併診という形であわせて受けていただきたいというのが脳ドック単独で設けていない理由でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 その人間ドックの関係だけお聞きしますが、非常に希望者が多いということで今年はふやしていただいたというふうに思います。なかなか1カ所だけ、人間ドックというのは1カ所だけではなくて数カ所も診ていただくから、若い人で、いつも私は元気だというふうな方が、逆に高齢者の方より診ていただいたほうが私もベストだと思います。

ただ、今言ったように、ほかのところはふだん見ていただいているのだけれども、脳ドックというのはもうこんなに自覚症状ないですよ。ほかのところも自覚症状ないのですが、そういう方も、私も何で脳だけやってくれないのかなという話を聞いたものですから、私も不思議に思ったものですからお聞きしたことですけれども、方針であれば、私の気持ちとするとそっちのほう別につくっていただければありがたいのですけれども、町の方針でやっているのであれば、細かいところもわかるわけではないですから、それで結構というふうに思います。ありがとうございました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 1点だけお尋ねいたします。

今の人間ドックの件なのですけれども、昨年60人近くがキャンセル待ちになったというふうなお話も聞きました。そういった関係もあってふえたのかなというふうな、ふやしていただいたのかなということも考えられるわけですが、ただその中で、私が聞いた答弁の中で、財政の問題もあるので、今1万5,000円の負担なのですけれども、個人負担をふやしてでも検討していきたいというふうな答弁をいただいたのですけれども、個人負担は1万5,000円で変わりはないのかどうかということをお聞きいたします。もし説明してあったら私の聞き漏らしなので、再度お願いいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

人間ドックにつきましては、今議員さんご質問のとおり、当初予算の説明の中では金額については申し上げておりませんが、町の負担分の見直しも含めて人間ドックについては計上をさせていただいたということでご説明をさせていただきました。

今回人間ドックにつきましては、改めましてさまざまな角度からもう一度検証をさせていただきました。それは、まず本町の一つの特徴がございませ

て、人間ドックについて非常に町民からの要望が高いということでございます。ほかの町村、例えば近隣の小川町でありますとか吉見町、川島町、そういった、滑川町等々も比較いたしますと、ほかの町村ではなかなか人間ドックの希望者が本町のように多くはないということなのですね。逆に定数制限をしなくても150人とか、あるいはそれを下回るような人数でございます。本町のように定員を上回るような人数で希望があるというのは、内容的には町内に非常に人間ドックを受けられる医療機関が身近にまずあるということでございます。町内に2医療機関、それから松山の医師会、そして赤十字。小川の赤十字ですね。そういった形で、本町ではその委託契約機関が多いということも一つあるのかと思います。それで、あと財政的な負担面も検討いたしました。そういった中では、一番町が負担をしている額で低いところについては1万5,000円、本町は21年度までは2万1,700円。委員さんご指摘の自己負担額は1万5,000円、あるいは1万4,000円、日赤がちょっと安くて、1,000円ほど安いのです。ですから、全体、委託額は3万5,700円か3万6,700円なのですが、そのうちの2万1,700円分を町が負担をしているというのが今まででございます。

そういった中で、負担額も調査をいたしましたところが、一番町の負担額の少ないところで1万5,000円、一番多いところで2万5,000円、本町が2万1,700円というのがこの比企郡内の状況でございます。

ただ、2万5,000円の負担をしているところについては人間ドックと脳ド

ック、いわゆる併診ドックですね、こちらについても同額なのですね。2万5,000円というのは両方変わらない額というふうな形になっておりまして、そういった財政的なところも今回見直しをいたしまして、人数的には要望にこたえてふやしていこう。ただし、その当然のことながらその町のいわゆる財政的な面から含めても適正な価額。ある程度個人負担をお願いするということはやむを得ないのではないかということで、国保の運営協議会等でもお話をさせていただきながら、1,700円だけ個人負担をふやさせていただいて、町の負担額については2万1,700円から2万円に減額をさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 もう少しわかりやすく聞きますと、要は町の負担が減ったから、その分を個人負担で補っていただきたいと、そういうことでよろしいのでしょうか。その1,700円ですか。ですから1万5,000円が1万6,700円になったという考え方でよろしいのかどうかお尋ねいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 そのとおりでございます。

○柳 勝次委員 わかりました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 今度の医療給付費を、250 ページに、250、251 に載っていますが、一般が約1億円ふえるというふうに見ているわけですね。昨年と同じぐらい、1億円ぐらいふえると見ていたわけですよ。去年は国からの補助がふえている割合ですね、額ですね。4,344 万ふえるというふうに見ていたわけですよ。それが今回は 168 万 4,000 円にとどまっているという、医療費は大きな伸びをしているにもかかわらず、どうして国の補助がそれに伴ってふえていないのか。何か大きな改正があったのか伺いたいと思います。

それと、238、239、今の質問、238、239、国からの補助金です。

それから、その下に財政調整交付金、これが減っているのですけれども、嵐山町は財政力がある町だというふうにこれだと見えるのですが、減った理由を伺いたいと思います。

それから、人間ドックで何か聞こうと思った。ほとんど聞かれたので、その人間ドックの関係ですが、261 なのですが、個人負担がふえて、そうしたために委託料が全体の枠ふえているのに減っているのは、個人負担を若干ふやしたから委託料が減ったということでしょうか。ちょっとその計算が合うのかどうかはわからなかった。

それと、その下の保養所なのですが、昨年から 30 だったかな、3万円だったか、ふえているのですけれども、これ、この要望にこたえるためにこれふやしたのか、伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、238 ページ、239 ページの療養給付費の負担金ですね。国庫負担金ということでよろしいでしょうか。

○川口浩史委員 はい。

○中嶋秀雄町民課長 議員さんご質問のとおり、まず、一般の療養の給付費、こちらのほうが、ちょっと待ってください。251 ページの一般被保険者の療養給付費、こちらのほうが当初予算比で申し上げますと約1億円ふえていると。にもかかわらず国庫負担が減っているということですね、当初予算。こちらの理由なのですけれども、まず歳出のほうで一般のほうのいわゆる療養給付費がふえている。こちらについては当初予算比ですと約 11.4% ふえているわけなのですが、議員さんのお話がありましたように最終予算で 12 月で補正をさせていただいておりまして、それが9億 5,916 万 5,000 円という金額で、それとの比較でいきますと 6.3%の伸びと。要するに 21 年度から 22 年度につきましては 6.3%の伸びで予算計上を歳出はさせていただきます。

そして、療養給付費分なのですが、実は確かに療養給付費としては伸びておるのですが、これいろいろの計算式がございまして、その中で特に大きくマイナスの要因となっておりますのが前期高齢者の交付金でございます。

この前期高齢者の交付金につきましても、先ほどのちょっとご質問の中でパーセントのご質問がございましたが、今回の予算を見ていただきますと約1億円、前期高齢者の交付金です。これページで言いますと240、241ページなのですが、前期高齢者の交付金、真ん中の5款が去年の当初が3億2,000万でした。今年の当初、22年度の予算では4億2,100万ということで約1億円ふえております。この分が国の負担分、国庫負担分から差し引かれる形になります。ですから、保険給付費のほうではふえているのですが、差し引かれる額も前期高齢者の額が差し引かれるということで、総体的にはプラス・マイナス・ゼロというような形になっておりまして、そのほかにも幾つかの計算要因がございまして、計算上は若干、昨年度の当初からは減るというような形の計算になっているということでございます。

それから、続きまして財政調整交付金、こちらも238、239ページのほうなのですが、こちらもしっかりと財政調整交付金では当初予算比でいきますと本年22年度が6,641万2,000円、そして前年当初が7,255万2,000円というような予算でございました。こちらについてもこの計算式の内容については、いろいろとこれも計算の内容が非常に難しく説明がしづらいのですが、基本的には医療費だとか後期高齢者の支援金、それから介護納付金がいわゆる重要であります。それから、公費負担相当分を控除した額のもので財政需要額として認められまして、さらに調整対象、今度は収入額として医療費に対応した市町村が確保すべき保険料額、あるいはこち

らのほうも前期高齢者の交付金だとか、そういったいろいろの要素が収入額として差し引かれます。実際には 6,641 万 2,000 円を計上させていただいておりますが、本年度も実は当初予算では 7,255 万 2,000 円という形で載せさせていただいておりますが、当初補正では間に合わなかったのですが、今回相当に財政調整交付金のほうが 21 年度も大幅にこう減ってくるような形になっております。ですから、この予算額からは決算においてはもう少し低い額の決算が出てくるというような形になるのではないかなというふうに思っております。それから比べますとこの 22 年度は若干は伸びているような形の計算になっているということでございまして、なかなかうまく説明ができないのですけれども、実際は財政調整交付金、国の予算の範囲内で交付されるという事情もございまして、なかなか思ったように、本来ですと医療費に応じて伸びていただきたいのですけれども、なかなかその額が来ないというのが実態でございまして、大変申しわけないのですが、その辺の説明でご理解をいただければというふうに思っております。

続きまして、人間ドックの関係でございまして。人間ドックにつきましては 261 ページでございまして、こちら人間ドック等委託料ということで、先ほどちょっとご説明申し上げましたが、1,053 万 7,000 円を計上させていただいておりますが、この中には住民健診に相当するようながん検診、こちらも含まれている。そちらの増減、要するに人数の増減ですね。そういったものもあるので、そちらの要素もあるということがまず 1 つございまして。それから、

人間ドックと併診ドックに限らせてお話をさせていただきますと、先ほど申し上げました、柳議員さんのご質問にもございましたように、まず人間ドックにつきましては人数はふえております。昨年度が200名で予定をしておりましたのを今回は270ということで積算をさせていただいておりますので、人間ドック部分に関して言えば昨年度の予算200人分の2万1,700円、こちらが434万円でございます。それに対して270人で22年度は2万円ということで積算しております、これが540万円、約100万円ほど人間ドックに関してはふえている。併診ドックにつきましては、昨年度は50人の3万8,200円という形で予算計上させていただいております191万円。22年度につきましては、こちらちょっと額については見直しをさせていただきまして40人、まず10人人数が減っている。そして、3万6,000円、こちらについては2,200円の減という形で計算をさせていただいております144万円でございます。両方の当初予算比でいきますと約50万円ほど人間ドックと併診ドックではふえているという計算になります。ただ、そのほかの住民健診、いわゆるがん検診の分、そちらのほうの人数の変動があるので、予算のこの委託料としては本年度が1,053万7,000円で昨年度が1,065万1,000円で若干減っているというような形になっているものでございます。

保養所に関しては、ちょっと副課長のほうから説明させていただきます。

○河井勝久委員長 山下副課長。

○山下次男町民課保険・年金担当副課長 それでは、保養所の関係につき

ましてお答えさせていただきます。

こちらの増になったのは要望によるものかというようなご質問かと思えますけれども、21年度の予算につきましては250名ほどの予算をとらせていただきました。実際、21年度の助成金を対象者が251名ほど実際おりました。というようなことをごさいます、来年度につきましては若干の増を見させていだきまして、260人ほどの予算を計上させていただきまして3万円の増というふうになっているものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 医療費がこういうふうに伸びてきていますと、やっぱりちょっと伸びてきている中で国庫からの補助金、負担金が余り多くなってきていないということになると、国保会計がどうなるのだろうかということちょっと心配だったのですけれども、前期高齢者からの分が入ってくるから、その分いったから、その国庫の負担金のこの分は問題ないと。ただ、財政調整交付金は若干交付しているような話であったと思うのです。

国保会計が当面は今の保険税で維持できるのかどうか、ちょっと確認しておきたいと思います。

それと、この医療費の伸びを多く見ているというのは、昨年、新型インフルエンザが流行するような中でふえてきているという、聞きませんか。いいですか。あったかと思うのですが、そういう特定の病気を今回も見てい

るのかどうか。何かそういうのがあるのかどうか伺いたと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、国保財政の関係でございます。国保財政につきましては、議員さんのほうからも今、非常に厳しいのではないかと、その辺は大丈夫かというようなお話がございました。全くそのとおりでございます、本当に今回の当初予算を作成するに当たりましては、12月の議会だったでしょうか、そのときにもちよつとお話をさせていただいたかもしれませんが、町長のほうから、国保財政については非常に厳しい状況にあるということで町長のほうからもお話をいただきましたとおり、国保の運営協議会を今年は11月にも開かせていただきまして、財政について報告をさせていただきました。

医療費の伸び、こちらのほうはいみじくも先ほどのお話にございましたようにいわゆる高齢化、こちらのほうが進んでいるということもございまして、構造的にふえている。これは、恐らく今後減っていくというような見通しはどうしてもこれは立てられないという状況でございます。その中で国保税を今大体近隣市町村、この郡内においては大体同じような水準にございますが、どこも厳しい状況でございます。本町にあっても全く同じ状況でございます、今年の今年度の予算につきましても、いわゆる準備基金、こちらのほうをこの予算の中でも2,600万円取り崩しをさせていただいております。基金につきましても残高はもう端数の80万円程度、この取り崩しを行いますと80

万円程度になります。

医療費の伸びにつきましても、実質今現在、21年度見込んでおりますと20年度からの伸びが約、今ちょっと落ちついておりますので10%をちょっと切るぐらいからというふうな見込みでございます。その中で22年度予算については最終予算からいきますと、先ほど申し上げましたけれども、6.3%の増で医療費を見込んでおります。

以上のようなことを考えますと、非常にぎりぎりで22年度当初予算を編成させていただいているというふうに認識しております。今後の税の改正については慎重に、十分慎重に考えて、そして早い段階からその辺をどうするかということも22年度は検討していかなければならないだろうという認識でございます。

失礼しました。もう一つ、医療費の見込みについて、新型インフルエンザ等の特定の疾患を見て、この医療費を見込んでいるかというご質問でございました。特定の疾患ということで見込んでいるということではございません。従来の伸び、そういったものを勘案しながら見込んでおります。また、幸いに、先ほどもちょっと申し上げましたように、この1月分が、1月分の請求が参りまして、そのところでは医療費も若干落ちついておりますので、新型インフルエンザ等の影響はここのところはないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 まず最初に、資格証明書と短期保険証の、直近でいいです、発行状況をお聞かせ願いたいと思います。

それから、保険証の交付については9月ごろになると思うのですが、それととめてある保険証、未交付というか、とめてある保険証はどのくらいになっているか。

今回の保険証の発行については、今年についてはどういうふうな方法で行うのか。また、その発行の対象者がどういうふうにするのかお聞きしたいと思います。

それから、短期保険証については、昨年、中学生以下は無条件で交付するというふうになったと思うのですが、今回4月から高校生が6カ月の短期保険証を無条件で交付するというふうになると思うのですが、その辺の決定についてはどう考えているかお聞きしたいと思います。

それから、保険料の関係なのですが、今回失業者というか、非自発的失業者というか、倒産の場合の失業者ですね。その場合に算定基準が30%減になるというふうになっているかと思うのですが、その適用についてまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、237 ページなのですが、新規分ですけれども、今回共済健保が引き上がりました。「協会けんぽ」ですね、政府管掌保険の健保ですね。

埼玉県では 8.17 から 9.30 に引き上がったというふうになると思うのですが、この支援金分がどういうふうに、この保険料の引き上げによってどういうふうに推移をしてくるのかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、この滞納分については、なぜこう発生するのかよくわからないのですが、支援金分の滞納分と違うか、そうですね。支援金分の滞納分というのはどうして発生するのかなというのがよく理解できないのですが、それについてお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、医療費なのですが、県平均からすると非常に嵐山の医療費、1件当たりが高いのですが、この要因というものは何なのでしょう。お聞きをしたいと思います。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置についてお答えします。

この軽減措置については、現国会に提出している地方税法の改正法の公布後ということで、恐らく3月 31 日が公布日になると思います。それで、詳細についてはまだ示されておりませんが、現時点の状況をお話しします。

この軽減措置は、リストラなどで職を失った失業者が在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう国民健康保険税の負担軽減策を講じるものです。施行は平成 22 年4月1日からとなっております。

対象者ですが、雇用保険の特定受給資格者、これは倒産・解雇等の事

業主都合により離職した者、それと雇用保険の特定理由離職者、これは雇用期間満了などにより離職した者。

次は、軽減期間ですけれども、離職日の翌日から離職日の属する年の翌年度末まで。

保険税の算定ですけれども、非自発的失業者の前年所得の給与所得を100分の30として算定します。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常額を用います。

次に、この影響で保険税の減収に対する措置ですけれども、これは特別調整交付金等で補てんされます。

周知方法ですけれども、広報及び国民健康保険の加入手続時における申請勧奨、これは厚生労働省からリーフレットのひな形が送付される予定となっております。

また、ハローワークにおける雇用保険受給説明会などで対象者となり得る方に対してリーフレットを配布し、市町村への申請勧奨を行うという形になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、資格証、それから短期証の直近の数ということでお答えさせていただきます。

資格証明書の世帯につきましては、これは 22 年3月現在ということで、今現在 11 世帯でございます。それから、短期証の交付世帯、こちらにつきましては 166 世帯、そのうちまだとりに来られない世帯、こちらが 73 世帯でございます。

それから、続きまして資格証、それから短期証の発行の要件ということでございますが、まず短期証につきましては過年度分、要するに滞納1年以上の世帯、滞納が1年以上ある世帯、その世帯について一応短期証を発行しているということは基本としております。

それから、資格証明書については、以前ちょっとお答えをさせていただきましたが、基本的には短期証の交付を何回か繰り返し、それでも納税相談あるいはそういったものに応じていただけないという方について資格証を発行しているという基本的な考え方でございます。

基本的に資格証にしていく、発行するということは、本当に相談に応じていただけない、そういったケースに限らせていただいて、短期証の交付等を通じながら納税相談等を繰り返しながらご理解をいただくということで基本的には考えております。

それから、続きまして、高校生の短期証の発行の関係でございます。まだこちらのほうには正式には来ておりませんが、国民健康保険法等の一部を改正する法律(案)というのが本国会に提出をされているという情報が入っております、その中で保険料滞納世帯の高校生世代のいる世帯、その

方については、一応 22 年の7月1日から高校生世帯にあっても、短期証を発行する世帯であっても6カ月という短期証を交付をしているというような方針が出されているということで承知をいたしておりまして、その関係につきましてはこれが整備をされまして、国の施策として決定をし、法制化されれば、当然のことながら本町においてもそれに基づいてやっていくというように考えております。

なお、現在高校生以下の世帯で短期証等の対象になっている世帯はございますが、保険証が行っていないという世帯はございません。

続きまして、236、237 ページの後期高齢者の支援金と、支援分、こちらのほうの滞納分があるということはどういうことかということなのですが、実は国保税の中にはいわゆる医療給付分と後期高齢者支援分と介護納付金分、こちらについて一括で保険税として納入をいただいております。その区分分けをこのような形でこの説明上は節上させていただいているのですが、基本的にはこの現年度分と過年度分、この3つずつをそれぞれ一括で国保税としていただいているということで、節上分けているというふうにご理解をいただければというふうに考えております。

それから、最後に、医療費が県平均よりも本町が高いという中で、その理由はということでございました。こちらについてはなかなか分析をするところが難しいのですが、1つの事例といたしまして、今回実は保険財政の基盤強化、共同事業交付金、こういったものをいただいているのですが、その中

でちょっと分析してみたのが、どのぐらい、どの世代、今回 21 年度の療養給付費、どこの部分が一番伸びているかということでちょっと分析をして、3 カ月ほどなのですが、分析をしました。そうしますと、いわゆる高額の高額 80 万円以上の部分というのは、それほど 20 年度から 21 年度について、額としてはそれほど伸びていない。では、一番伸びている部分はどこかといいますと、30 万円から 80 万円までの部分。実はこの部分というのがほとんど入院の医療費ですね。この辺の入院を 1 件当たりの医療費を見ていくと大体 30 万から 80 万ぐらいの医療費相当部分に該当してくる。その部分が伸びている。そして、入院日数がやはり 20 から 21 にかけて若干 2~3 日伸びている。ですから、この辺の部分が嵐山町ではある程度県平均よりも上回っている部分になっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 社会保険の政府管掌保険の保険料が上がっている部分、支援金についてはどういうふうにご利用するのか。もう一回言いたいでしょうか。

○河井勝久委員長 では、もう一度言ってください。

○清水正之委員 今、協会けんぽというふうになりましたけれども、昔の政府管掌保険の保険料が引き上げがあったのですね。いずれにしてもそこからの支援金分というの出ていると思うのですが、介護保険の支援金分、

後期高齢者の支援金。保険料の引き上げに伴って国保に来る支援金分の影響というのは出てくるのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 国保に来るいわゆる後期高齢者の支援金分につきましては、ちょっと理解が違っていたら大変申しわけございません。

国保会計自体も後期高齢者の支援金として広域連合のほうへ納めるわけでございます。そして、後期高齢者の支援金につきましては支援金分として町は税をいただいて、それを支援金として拠出するというような形になっているわけでございます。ですから、いわゆる従来の政府管掌保険、こちらのほうの後期高齢者の支援金分が引き上がったことが、いわゆる国保会計で持つ後期高齢者の拠出金分と、そちらのほうに反映してくるかという、それは反映するということではないのではないかなというふうにちょっと思っているのですけれども、はい。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 資格証明書が 11 世帯、それから短期保険証が 166 世帯というのは随分多いなという感じがするのですね。そういう面では、実はさきの国会の中で悪質滞納者というのはそれほどいないのだと。基本的には、その悪質滞納者については短期保険証と、あるいは資格証明書と、特に資格証明書という形になるのは仕方がないと。ただ、では果たしてその部分が全国的に言って悪質滞納者かどうかというのは、非常に悪質滞納者の規定

というのは難しいとは思いますが、そういう状況の人というのはそれほどいないのではないかとというのが国会で論議になって、悪質滞納者以外はもう短期保険証を、少なくとも短期保険証を交付するという論議がさきの国会の中であったのですね。そういう面からすると、この資格証明書¹¹世帯というのは、果たして悪質滞納者になり得るのか。特に保険料が払えないからということで資格証明書を発行するということは、医療機関の窓口で10割の保険料を払わざるを得ないと。そういう状況の人たちが果たして医者にかかれるのかということになると思うのですね。そのこと自体がいずれ申請すれば保険料、窓口の医療費は返ってくるとは言いながら、ではそういう人たちが果たして病気になったからといって10割の保険料、診療報酬を医者の窓口で10割払って受けられるかといったら受けられないと。その定義をきちっとするというので、悪質滞納者以外は短期保険証を交付するという答弁を引き出しているのですね。

そういう面からすると、この資格証明書の発行というのは町そのものはやめていくという方向はとれないものかどうかお聞きをしておきたいというふうに思いますね。短期保険証も多分3カ月、6カ月という短期保険証になると思うのですが、さいたま市なんかは随分この部分も緩和されてきているのですね。そういう面では、やはりこういう人たちについても資格証明書の要件と同じような形をきちっとやっぱりっていくべきではないかと。やはりこの短期保険証についても、これほど多く短期保険証を発行することは保

保険料そのものが、町の保険料が高くなってきているのではないかというふうに思うのですよ。やっぱり166世帯というのは随分多いなという感じをするのですけれども、その辺の考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、同時に、保険料の問題でいえば支援金分の滞納分というのは、これは特別徴収分といって、国民健康保険料と一緒に納める人たちが滞納になっているということなのだと思うのですよ。そういう面からすれば、やはり保険料そのものが、町の保険料そのものがこういう形であらわれてきているのではないかというふうに思うのですが、考え方を聞いておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 清水議員さんのご質問の内容については、私のほうも理解ができるころだと思っております。ただ、まずそもそもこの国民健康保険という、これは保険制度であるということがまず一つございます。保険制度である限りは、基盤になっているものは保険料、それぞれの保険料を出し合ってその医療保険というのは成立しているものだということで、これは全くすべて、例えば公費負担でやっている保険制度ではないというもとのまず根本があると。ここのところはどうしてもこの医療制度の問題としては、この国民健康保険の性格上これはあるのだと。そして、その保険料を公平に負担するということについても、当然のことながらこの制度を守っていくた

めには必要なことであるということも認識しております。

そういった中で、まずその短期証なり資格証明書なりの発行ということについては、2つの点が実際事務を担当しておりますとあるのではないか。1つは公平負担、それを守るのだということ、それからもう一つは、今清水議員さんがおっしゃられますように、要は個々の実態をやはり把握すること、これも非常に大事なことではないかと。そして、短期証をやはり交付する中には、先ほど申し上げましたように、ただ一方的に短期証を交付するからとりに来いということだけをやっているわけではございませんで、当然のことながらこちらから訪問をして、そして実態を調査させていただいたり、お話をさせていただいたり、そういう中で努力をいたしておるということもご理解をいただければというふうに思います。

それから、もう一つは、例えば資格証明書の発行の中で、納税相談というのは何も納めろ、納めろということを行っているだけではなくて、逆にはっきり言って今の生活実態が非常に困難であれば、それを納税相談の中では、今まではこれだけ納めていたのだけれども、今は生活自体がこうだと。そういう中では、少し月々の額を少し減らすとかそういった相談をしておりますし、また清水議員さんのほうからも昨年度ご提案をいただきました減免制度ですとか、窓口のいわゆる負担、一部負担の減免制度だとか、そういったものも、そういった納税相談の中で実態に合わせて、町のほうからもお知らせをしたりという個々のその対応をするためにも、やはりこういった制度というの

は、今のところは必要なのではないかというふうに考えております。

○河井勝久委員長 はい。

○清水正之委員 さっきの答弁漏れで。

○河井勝久委員長 中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 はい。それでは、後期高齢者の支援分の滞納ですけれども、これは特別徴収は滞納がありません。普通徴収のみです。

以上です。

○河井勝久委員長 いいですか。

○清水正之委員 さっきの社会保険云々は一番最初に質問しているのだから答弁漏れをやっていないですよ。まだ3回。

○河井勝久委員長 はい。

では、清水委員。

○清水正之委員 そういう面では、国民健康保険そのもの話からしないとならないかなというふうに思うのですね。確かに国民健康保険そのものは社会保険ができて国民皆年金という中から保険のない人たちに保険を与えようという形でできたのが国民健康保険ですよ。だから、そういう点では一番収入の少ない部分が国民健康保険に集中されているということですよ。

では、国保会計がなぜこんなに大変になったのかといたら、これは国の補助金が減らされたからなのです。そこに一番大きな原因がある。今までは、前は医療費総額に対して45%を交付するというものを診療報酬に変えてし

まったからなのですよ。だから、国の補助金が減ってきている。そこに一番国保会計が大変な部分があるのですよ。今言ったように、それはもう国の責任は責任だと思います。その部分をきちっともとの総医療費に対する補助金にしなければ、町の国保会計というのはどんどん苦しくなりますよ。その部分は、そういうことで町の国民健康保険が苦しくなっているということなので、それはもう今の民主党政権に直してもらえないのだけれども、そういう中の一番末端の収入の少ない部分の人たちなのだから、その部分は町が手当てをせざるを得ないというふうに思うのですね。そういう面からすれば、安心してかかれるという状況を町はつくるべきだというふうに思うのです。そういう点では資格証を、少なくとも資格証明書の発行というのは町はやめるべきだというふうに思うのですが、考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

今、委員さんおっしゃるように事情、状況というのよくわかるのですね。大変厳しい状況下にあるというのはよくわかります。そして、現状でも、きょうもけさも税務課長のところに話しに行って説明聞いたのですが、国保の収納率が大変悪いのです。それで、そういうような中で、前年度に比べて悪い。そういう中で、今課長から説明をしたように、いずれにしてもこの制度を現状では維持をしていかなければいけないわけでありまして、それにはどうする

かという最低限度やっているのが今の状況だと思うのです。そういう中で資格証ですとかいう話があるわけですが、その発行の状況についてもいろんな条件の中でやむを得ず発行している部分でありまして、それを全部なくすということが果たしてこの制度を持続可能な制度として維持していけるかどうかということにもなると思いますので、やはり最低限度のところだけは押さえながら、そして税の滞納をしている方にはよく説明をして、それでご協力をいただくと。

それから、ぜひこれをご理解いただきたいのですが、今も説明の中にありましたけれども、何千円払わなければいけないということだけれども、今月は、では例えば1,000円払っていただくとかいうようなことだとか、今月はちょっと無理だから来月はでは払いますよとかいうような相談をしながらご協力をいただいているのが現状でございますので、ぜひそのところをご理解いただきたい。何でかんでこういう決まりだから幾らだとかというのではなくて、相談というのについては、今月はそういう状況ならしやうがないでしょうと、ぜひ来月はまたご協力をしていただきたいというようなことでお願いをしたり説明をしたり、ご協力をお願いする状況でございますので、もう最低限度のところは守らせていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 総括質疑は出ておりませんので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第14号議案 平成22年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午後 4時49分

再 開 午後 5時00分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第15号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 埼玉県は全国的には後期高齢者.....

〔「老人保健」と言う人あり〕

○清水正之委員 老人保健。ごめん。

〔「どうもおかしいと思った」と言う人あり〕

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 総括質疑もございません。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第15号議案 平成22年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時03分

再 開 午後 5時03分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第16号議案 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

清水委員。

○清水正之委員 埼玉県は引き下げを行いましたけれども、後期高齢者の保険料、幾らになったのでしょうか。それが1つ。

後期高齢者の滞納分が出ていますけれども、広域連合では短期保険証というか、保険証は無条件で交付するというふうになったと思います。そういう点では、後期高齢者のこの滞納者についての保険証の発行というのはど

ういうふうになっているのでしょうか。

とりあえずその2点について、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

埼玉県保険料の額でございます。一応 22、23 年度につきまして2月の18日に広域の議会がございます。その中で決定した額が、まず均等割額につきましては4万300円、従来20、21年度が4万2,530円ございましたので2,230円の引き下げでございます。それから、所得割の率のほうは7.75%、従来7.96%ございましたので0.21%の引き下げというように決定をしております。

それから、続きまして、短期証、資格証明書の関係でございますが、広域連合につきましては資格証明書の発行に関する規定というのはございます。ただ、本町におきましては確かに滞納分はあるのですが、後期高齢者の滞納分については、まず制度の理解というものが十分になされていない面もあるというふうに私どもは思っております、そういったこともそのいわゆる滞納につながっているのではないかと。ですから、今現在の実際の状況といたしますと滞納が例えば2期なり3期なりあった場合には、督促をいきなりやるというよりも、電話あるいは訪問等によりまして、その制度についてご理解をいただくように。特に制度の理解で、ちょっと理解が得られないかなというところは、後期高齢者というのは保険料の徴収に関しましては従

来、一番当初は特別徴収によるというふうになっておりました。それが口座振替にもよることができるというふうに変更になったわけですが、中には年度の途中から入られる方だとか、そういった場合にはどうしても口座振替がその当該年度ができなくて、次年度以降の口座振替というようなこともありまして、普通徴収で当該年度を納めていただくとかそういったケースもございます。そういった場合に納入通知書を送らせていただいても、それがうちは後期高齢者の保険料は特別徴収だろうということで、当然引かれているのではないかというような誤解をされている方もいらっしゃる。そういったケースも多々ございまして、後期高齢者の保険料の滞納については特別にそういった、より以上説明等をさせていただきながら、そういった資格証明の対象にならないように配慮させていただいているということで、本町にあっては今現在対象になるような方はいらっしゃらないというふうに理解しております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 今回の引き下げについては県の広域連合が、広域連合の中の保険料の余剰金を取り崩して引き下げを行ったということでもあります。その金額が42億というふうに言われていますけれども、いずれにしてもこのままですと来年、再来年になるかな、少なくとも民主党の中では4年間はこのまま後期高齢者を続けていくということになりますから、今回たまたま余

剰金があったために埼玉県の場合は引き下げを行いましたけれども、多分、広域連合の中にこの2年間で剰金ができるということは考えにくいというふうに思うのですが、現在の取り崩し、わかる範囲でいいですよ。現在、その剰金を取り崩して保険料を下げたわけですがけれども、県の広域連合の中の剰金の金額というのをもしわかったら教えてください。もしわからなければいいです。いずれにしても今の状況ですと多分それほどの剰金があるとは思いませんけれども、理解を引き上げざるを得ないというふうになってくると思うのですが、その辺の見通しがもしわかれば教えてもらいたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 今議員さん、剰金という形でご説明をいただいたところでございますが、実際今回の保険料の引き下げに関しましては、これは広域連合からの説明をさせていただきますと、まず1つは国の指示によりまして、平成22年度及び23年度の保険料の設定については保険料等の剰金を活用することによって、現行と比べ少なくとも保険料の引き上げにならないように努めることと、こういった指示に基づいて算定をしていくということでございます。

こうした指示のもとに埼玉県の広域連合では、まず剰金というご説明がございました。平成20年度の保険料の剰金、それと平成21年度、今年度の剰金、この両方を本来ですと保険給付費の支払い基金の積み立

てに充てると、そして将来の保険料の変動に対応するというのが当初の目的でございましたが、これを取り崩すということでございまして、実際にはこの算定の基礎としては20年度と21年度の剰余金、いわゆる繰越金という形になろうかと思うのですけれども、それが89億円、これを23、24年度の保険料に充てるということで計算をして、この保険料率引き下げ額を算出したというふうに聞いております。

ただ、将来的な部分で、今の議員さんからも話がございましたように、その後の剰余金というのはかなりこれをもう全部、いわゆる基金を取り崩してというような形になっておりますので、廃止を前提に、廃止というか見直しをですね、廃止、見直しを前提に行っているというふうに承知をいたしているところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 もう一つ、65歳から74歳の障害者の人たちが後期高齢者ができた時点で後期高齢者に移行することができるというふうになってい
たと思います。埼玉県では1万人以上の人たちが移行しなかったというふう
に言われています。そういう面では、後期高齢者よりも国民健康保険を優先
をしたということになるのだと思います。嵐山町では移行した人が何人中何
人ぐらい移行したのでしょうか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 大変申しわけございません。今その人数についてはちょっと資料として持っておりませんのでお答えできないのですが、本町の対応としてちょっとお答えをさせていただきたいと思うのですが、議員さんのおっしゃるとおりで、そのどちらかを選択できるということで、この後期高齢者制度ができたときに選択制になったわけです。それに対して本町では、その該当される方に一応個別に通知を送られまして、こういった制度で要は選択でどちらかにこうやって、要するに希望でやれますよという通知を行いまして意向確認をしております。そういったことでどちらを選ぶかということについて説明をさせていただいた。実際、その後、何人というのはちょっと申し上げられないのですが、制度が始まりましてからも、実際私はこちらに移りたいというような相談、あるいはどちらが有利なのだろうというような相談が来た場合には、それぞれの制度のよい点、悪い点、それを説明させていただいてご本人に選択をしていただくような方針をとっております。

すみません。資料、ちょっとございましたので、今のちょっと数字がございましたのでお答え申し上げます。

後期のほうに移られた方、この方たちが一応 82 人いらっしゃいます。

以上でございます。

○清水正之委員 どのくらいの割合なのですか。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 すみません。ちょっと後期分しか持っていないくて、国

保分がちょっとわからないものですから、申しわけございません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 後期医療で医療費がどうなったか、これちょっと前にも、決算だったかな、聞いたと思うのですが、そのときはつかんでいなかったという答弁だったと思うのですけれども。これはわかっていないのでしょうか。わかっていたら伺いたいと思います。

それと、これ説明あったのでしょうかけれども、292 ページ、293 ページの普通徴収の保険料がこれ下がっていると。これは人数がこの方たちが亡くなったか、あるいは1万5,000円を、月、超えて特別徴収のほうに移ったかというふうになるのかなと思うのですが、亡くなる人数も当然いるでしょうけれども、それにしても700万ですから、金額大きいなと思って、これだけの移動があったのかと、あったのでしょうか。ちょっとその説明をいただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 まず、広域の医療費の関係なのですが、実際本町分が21年度、どのくらいかかっているというのが、まだこちらのほうには資料として来ておりませんで、その部分がちょっとこの間、今議員さんのご質問にもありましたように、これはどこの町村もはっきり申し上げて広域連合

のほうに要望をしているところなのですが、今システム上、個々の市町村のものが出せないと、ぱっとこういう数字で出せないということでございまして、こちらについては何らかの改善をやるようにと。そして、当然のことながら市町村分が幾らかかっているのか、その辺を明確に出してもらいたいということで要望しておりまして、広域連合のほうもそれに対応をするように今考えているというような答えでございまして。そういったことで大変申しわけございませんが、その分についてはお答えができないということでございまして。

それから、もう一点、その普通徴収分が下がっていると、これについてはそれだけ移動があったのかというご質問でございまして、実は21年度当初、組ませさせていただいたときには、一応特別徴収を7割、そして普通徴収は3割という案分で当初予算組ませさせていただきました。22年度の予算につきましては、21年度の実績の特別徴収、普通徴収の割合で組ませさせていただきました。特別徴収分については77%、そして普通徴収分については23%という割合で、こちらについては実績で組ませさせていただいておりますので、当初予算の組み方の違いということをご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 総括質疑は出ておりません。質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第16号議案 平成22年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時20分

再 開 午後 5時22分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第17号議案 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 入所待ちになっている現在の人数と、新年度はわからないけれども、その人数をちょっと伺いたいと思います。

それと、今回、334 ページから、特定高齢者把握事業からずっと目の項目がふえて、別に目でこう設けたわけですね、今までやっていた事業。ちょっとこの目でやるようになった理由というのは何かあるのか、その辺を伺いたいと思います。一体何のため。

○河井勝久委員長 では、答弁求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 入所待ちの人数につきましては山岸副課長のほうから答弁させていただきます。

私のほうからは 334 ページからの事業を分けた理由というふうなことでございますけれども、これまで実施してまいりました事業の中で参加率の低い事業等がございましたのでここで見直しをさせていただきました。そして、事業評価を取り入れてまいりまして、評価事業というものを加えさせていただきましたので、各事業ごとに予算を分けたほうがこれはわかりやすいだろうということで、今回からこのような形をとらせていただいたところでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、入所待ちの人数ということで、このことについてお答えを申し上げます。

9月の議会のときに決算の特別委員会で清水委員さんから入所待ちについて同じようにご質問がありました。そのときに今現在県のほうで調査をしているということでお答えをいたしました。その県の調査が結果が来ておりますので、その結果を申し上げたいと思います。

調査基準日が21年7月1日でございます。嵐山町の全体の入所を待っている方、高齢者の方、人数につきましては40人でございます。この前に調査したのが平成19年度でして、そのときの入所待ちの方の人数というのが50人でした。今回は7月1日現在で40人となっております。

そして、その中で今すぐ入所したいとお答えになっている方、介護、要介護度3から5の方ですけれども、介護度3から5の方で今すぐ入所したいという回答があった方については9人でございます。19年度の調査ではその人数が34人ございました。ということで、今すぐ入所したいということで待っていらっしゃる方の3から5の人数が9人ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 利用がふえてきているのかなというふうに思うのですけれども、要するに施設、どの施設入所がふえてきているのでしょうか。認定状況を見ると、そんなに要介護度の高い人についてはそれほど多くはない、ふえている状況ではないのではないかなというふうに思うのですけれども、利用としてどういう部分がふえてきているのでしょうか。同時に、これ国民健康保険もそうなのですけれども、予防のための事業というのが非常に大事になってくると思うのですけれども、今町が実施している予防のための事業についてはどういう、参加者なんかはどういうふうな定義になっているのでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、介護給付費の伸びの関係でございますけれども、居宅介護サービス給付費のほうも人数の増加に伴いまして若干ずつではございますけれども、伸びてきてはおりますけれども、主な理由といたしましては、施設介護サービス費、これがやはり大きな伸びを示しております、特にこの中の介護老人福祉施設、これがやはり昨年と比べまして大分増加をしているのが主なものでございます。

それから、介護予防事業の参加の定義ということです。参加していただく方というのは、介護予防事業につきましては介護認定の要介護・要支援、それから施設入所を除く65歳以上の方を対象としておりまして、まずは各その対象者の方にチェックリスト、調査表をお送りいたしまして、その中から該

当している方をピックアップするというような形でやっております。

その流れの中にお医者さんのほうに介護予防健診というのを受けていただきまして、医療機関でもって、これは介護予防の事業をしたほうがいいのではないかなというような方がいらっしゃればそちらのほうに参加をしていただくというふうな流れになります。そして、一般のほうは特に制限はございませんので、特定高齢者の方も含めてどなたでも参加できるというふうな形になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 施設介護がふえてきているというのは、具体的には家族介護から施設介護に希望として移っているということなののでしょうか。同時に、施設が多くなってきているというのは、嵐山町の介護保険の受給者そのものが重度化しているというか、そういった部分があるのでしょうか。

また、家族介護の中でやはり家族でなかなか見られないという状況がふえてきているというふうに考えていいのでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 施設介護の関係ですけれども、やはり平成12年からこの介護保険法が施行となりまして、大分こう定着をしてきたといいましょうか、介護保険料を払って当然のようにそういったサービスを受けるといのがやはり周知という、定着をしてきたといのが一つにはあるかなと

は思います。

それから、特にふえたというのは、決算のときにもちょっと申し上げましたけれども、らんざん苑のほうが平成 20 年度だったでしょうか、30 床ほど増床いたしまして、その中で 20 数人はたしか町内の人だったと思います。そういう中で、やはり月々 27～28 万からかかりますので、そういったものが大きく影響しているのではないかというふうに思っています。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 介護保険の場合、これとっていないのかもしれないのですが、単身の方と家族の方と分かれると思うのですが、単身の方はかなり利用される、居宅サービスは利用されると思うのですね。その分析というのはこれから必要になってくると思うのですが、こういった形での今あるものの中では分析はされていないのかなと思うのですが、単身者と家族介護というのはどのような形でこの中に反映していくというのかな、ケアマネジメントが当然介護サービスをつくっていくわけなのですが、そこの中での単身の方との関係というのをある程度見ていかないと、今後の介護ヘルプサービスに関してはかなり重要度が違ってくるかなと思っているのですが、だんだん、だんだん町の中を歩いていきますとひとり暮らしの方が多くなってきていて、ひとり暮らしの方が多分、何かあったと

きには施設に入られるのだと思うのですね。それで、どうしても待っていらっしやる方というのは家族のいらっしやる方で、ひとり暮らしの方は必ず入っていかないと無理があると思うのですけれども、施設のほうに。そのこのところの見きわめというか、ある程度の予測的な部分は今現在なさっているのか、これからとても重要になってくると思うのですが、いかがでしょう。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 単身者と家族のいる介護を必要とする家庭の分析というふうなことでございますけれども、基本的には介護保険制度でございますので、どちらが制度を優先的に使えるとか使えないというのはないと思うのですけれども、ただ同じ同程度の方がいらっしゃった場合には、やはり単身で介護をどうしても、施設入所でしたら施設入所を早目にしなければならぬという場合には優先度となると単身者のほうが優先になるのかなというふうに思っています。

ただ、家族介護につきましても、現在利用はされておられませんけれども、この家族介護をされている場合にも町は1年間、例えば家族介護でもって通されたというふうな方に対しましては、10万円の補助を出すとか介護用品を支給するとか、そういった制度も設けておりますので、今後はそういったことも家族の中でどうしても見ていただけるという部分があれば、そういったことも尊重しながらやっていきたいなというふうには思っております。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうではない。質問の意図がよく伝わらなかったかなと
思っているのですけれども。

○岩澤浩子健康福祉課長 すみません。

○渋谷登美子委員 分析としてこれから少子高齢化社会になっていくわけ
ですよね。介護保険をどのように維持していくかということを考えるときに、
単身者がいる家庭、単身の介護と、それから家族がいる介護とでは、家族
のいる方の介護を必要とされる方とでは全然違ってくると思うのですね、介
護の必要度が。それを今の現状では介護保険で大体30%ぐらいが、すべ
てを使ったとしても居宅介護の場合は30%ぐらいであるというふうに言われ
ていますよね。その部分がこれからふえていくのだろうなというふうに思う
のですけれども、単身者の場合。それで、施設介護にすぐ入れる場合なら
ばいいのですけれども、そうではない場合を当然今のように想定されるわけ
なので、これから多分介護施設というのはどうしてもふやしていかなくては
いけないのだろうなというのですけれども、厚労省のほうではそれやってい
ないわけですよ。もう嵐山町のほうの一応充足しているという形で多分、
私は出されていたと思うので、それを考えていかなくては、嵐山町全体の介
護保険料というのを考えていくときに、単身者の方の介護、これからふえて
いくはずなので単身者の方の介護の部分と、それから家族介護の部分と、
家族の方が一緒にいらっしゃる部分での介護とは当然違ってくるのに介護
量が違ってきますので、今の現状の中で一生懸命仕事量がとても大変で、

それを予測しながらつくっていくというのは大変だと思うのですが、ある程度その単身者の方の介護の部分と、それから家族介護、家族のいらっしゃる方の介護とのこう分量的な部分を分析できるようなものをこれからつくっていかないと難しいかなと思っているのですが、そこら辺いかがでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 現在老人福祉計画、介護保険計画の中に、確かにそういった単身世帯とかというふうな分析が全くないわけではないのですが、今議員さんがおっしゃるような介護量についてのだんだんそういったものがふえていくということまでは現在の計画の中には把握はしてございません。ただ、今後確かにおっしゃるようなものも含めて介護の計画の見直しの際にはしていく必要があるのかなというふうには思っています。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 1点だけお聞きします。334 ページなのですが、上のほうの特定高齢者把握事業ということで約 600 万近く。前年度はないのですが、この内容なのですが、

この例えば介護度が幾つとかなんとかというのはすべてわかっているわけですね、それぞれの人数とか。そういう中で、この把握事業というのは何をするのかなというのをお聞きしたかったのです。

それと、この委託料とありますけれども、どこへ委託するのかお聞きいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 この特定高齢者把握事業というふうな、これにつきましては地域支援事業の介護予防事業ということで、介護認定を受けている方ではなくて、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、要介護・要支援、施設入所に該当しない方、65歳以上の方を対象とするものでございまして、先ほど申し上げたのですけれども、チェックリストのほうをお送りして、その中から該当する方を抽出してするというふうなことをする事業がこの特定高齢者把握事業というふうになっております。介護予防事業をそれで展開をしていくというふうな形でございまして、この委託料というのはチェックリスト、対象者が大体4,000人ぐらいいらっしゃるのですね。その中から全員の方が回収できるわけではございませんけれども、大体85%ぐらいの方が回収できるというふうに見ています。そうしますと、3,400人からのチェックリストを回収しまして、その中を職員が一つ一つをちょっとチェックができないものですから、その辺を業者委託にしているということで委託料として計上させていただいております。

○河井勝久委員長 柳委員。

○岩澤浩子健康福祉課長 すみません。ちょっと漏れがございました。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 前の年がゼロといいますのは、一番下に三角で介護予防特定高齢者施策事業費というのがあるのですけれども、ここに一括してこの事業をまとめておったのですけれども、本年度からは1から4までの事業に分けてやっていくというような形で見直しをさせていただいた関係でゼロとなっております。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 わかりました。しかし、そういえば個人、自分事で申しわけないのですけれども、うちのおふくろにも来ていたような気がしたのですけれども、毎年毎年これ調べる必要があるのですか。確かに昨年も700万近くありますけれども、お聞きいたします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 特定高齢者といいますのは介護が必要になるおそれのある方というふうなことでございまして、年をこう重ねるごとに状況が変わってまいりますので、むだなようなのですけれども、毎年この調査をさせていただいているというような状況でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 簡単なことなのですけれども、1点お伺いします。

329 と上のほうですが、介護予防の住宅改修費が増額になっているの

ですが、見込みはどんなことが見込まれて増額をしているのか。ちょっとお伺いします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ほとんどの方が、やはり現在お住まいの住宅に足腰が弱くなってやはり手すりを設置したりですとか、段差を解消するための改修を行うものがメインでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 これふえているから、どういう理由なのですかということを知っているのです。

○岩澤浩子健康福祉課長 はい。すみません。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 昨年度と比べまして64万4,000円ほど増額をさせていただいておりますけれども、21年度も大分実績が伸びておりまして、こういった介護保険で住宅改修ができるということが、やはり皆さん認知されたというか、そういうことが大きいのではないかというふうに思います。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 では、特別要求、21年度要望もあって、それが押してくるというようなことも一つにはあるのですか。特別新たに押してくるというような要望が、21年度出したいのだけれどもという人があったのか、22年度に帰

ってくるというような人もあるのではないかなというふうに思うのですが、特別新たにこういうものが適用になりますよというものは、それはないのですか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 特に前年度のものがどうこうというのではなくて、平成 21 年度も実際には予算計上しておったものがちょっと予算不足しております、中で流用でさせていただいているのが現実でございます、その実績を見て、今度は少し伸ばさせていただいたというのが現状でございます。

○河井勝久委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 すみません。1点だけお伺いします。

335 ページの元気はつらつ体操教室事業なのですけれども、こちらはでは先ほどの特定高齢者の方が運動をされる事業だと思うのですけれども、場所ですとかどのような体操をされているのかお伺いします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 元気はつらつ体操教室でございますけれども、場所といたしましては、今予定しておりますのは、今までやってこなかったのですけれども、町の町民ホール、こちらについても一部使ってみたいなという考えを持っております。

それから、生き生きふれあいプラザなごみ。ちょっとまだ確定しておりませんので、こんなところを検討しているところでございます。

内容といたしましては、運動指導士によりますストレッチ運動ですとか、簡単な筋肉トレーニング、こういったものを考えております。

これだけでなく、体操だけではなくて、口腔ケアですとか、栄養面での事業も含めてやってまいりたいというふうに思っております。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら町民ホールとなごみということで、北部の方が町民ホールを利用されるとか、なごみはでは南部の方が利用されることを見込んで、この2カ所ということなののでしょうか。

それと、先ほどストレッチと筋肉運動とありましたけれども、筋肉運動というのはどういうことをされるのかお伺いします。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 場所の設定でございますけれども、特にそういった南部・北部というふうな考えではございませんで、来れない方につきましてはシルバー人材センターのほうにお願いをしまして送迎を予定しております。そういったことで、特にそういった分けてということではなく、通してやっていきたいというふうに思っております。

それから、筋肉トレーニングの関係なのですが、特定高齢者ということで介護の要支援ですとか要介護になってしまいがちな人ということで、余り丈

夫でないというのでしょうか、そういった方でございますので、簡単な、本当の簡単な体操というのでしょうか、そういったものを組み入れてやっていく予定でございます。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 しつこいのですけれども、筋肉トレーニングのほうなので、すけれども、何か器具を使う予定とかはありますか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 そうですね、道具といいますと、よくちょっとやわらか目なボールで、空気をちょっと甘目にしたようなガンバンというのでしょうか、ああいったものを、ああいったものは使っていく場合もありますけれども、ほとんどは余り道具を使わない、自分の体をこま動かすというふうな形でやったりしております。

○河井勝久委員長 ほかに。

金丸委員。

○金丸友章委員 今回の関連したことで高齢者を対象とした事業ですが、元気はつらつ体操、元気はつらつ口腔教室の参加者数の予定はどのくらいでしょうか。

それと、その調査表のチェック項目の中に、単身であるとかというような項目がありますでしょうか。単身の暮らしというようなことですね。

それから、先ほど車のシルバーによる送迎というお話がありましたけれ

ども、来られる集まれる方の足は、皆さん車で来られる方と、それから送迎の方の割合ですね、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、元気はつらつ口腔事業の関係でお答えをさせていただきます。

こちらの事業につきましては定員 12 名を予定しております。また、特定高齢者把握のためのチェック表の内容の関係ですが、世帯状況等入っているかというお尋ねですけれども、こちらについては入っておりません。

シルバーに、人材センターにお願いいたします送迎の関係ですが、今までの実績を見ますと、ほとんどの方が送迎を利用しているという状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 すみません。今の人数は、口腔教室でお答えいただいたところなのですが、元気はつらつについてもお願いします。

○河井勝久委員長 山岸委員、山岸副課長。失礼しました。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 元気はつらつ体操事業につきましては定員 20 人で予定しております。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 ほとんどの方が送迎を利用するということです。これは送

迎はどんなような車を利用されているのでしょうか。それと、これについて、多分費用負担はないのだろうなとは思いますが、確認をさせていただきます。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 車につきましては、役場にございますワゴン車です。9人乗りの、9人乗りだと思いましたが、そのワゴン車を使っております。

それから、参加費ですが、両事業ともお一人につき2,000円をいただいております。この2,000円には保険料なども含んでおります。

以上です。

○金丸友章委員 はい。ありがとうございました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 総括質疑はございません。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第17号議案 平成22年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○河井勝久委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時55分

再 開 午後 6時07分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第18号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 364、5のこの公債費の関係なのですが、去年決算だか何だか、お聞きしたと思うのですが、元金、利子とも大きく昨年と比較すると

減るわけですね。1億2,200万円、1億2,300万円、約、減るということであるわけですね。こういう傾向が今後もちよっと続くのかどうか伺いたいと思うのですが。

それから、363ページの市野川流域下水道事業負担金。これちよっと説明あったのだと思うのですが、去年の半分以下ということで大変支出するほうでは楽になったわけですね。ちよっと半分以下になった理由を伺いたいと思うのですが。

それと、維持管理費の徴収委託料、ちよっと説明で800円が200円にというふうな説明だったと思うのですが、もしそうだとすると少し下げ過ぎではないかなと心配するのですけれども、どうなのでしょう。伺わせてください。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 まず、公債費の減額のことなのですけれども、昨年度については借換債があったということで22年度については借換債が対象となる起債がなくなったので、これがその分減っているということでございます。

それから、この傾向が続くのかということで、借換債についてもなくなったということなのですけれども、もう償還、この元金の償還については、今大体、若干は減っているわけなのですけれども、大体この元金と利子を合わせて大体2億5,000万前後ですね、平成29年度ぐらいまでは続いていくという状

況でございます。

それから、建設費の負担金なのですけれども、この建設費の負担金につきましては、今年度一応負担の割合が、3町の割合が若干変わりました、嵐山町については今までよりも若干ふえているということでございますが、全体では市野川の水循環センターの建設事業費、これが平成22年度分としては3町の負担金が減っているということで、嵐山町もその分減っているということでございまして、平成22年度については需用費全体では1億2,700万円なのです。それを国庫補助金だとか市町村の県の負担金と引いて嵐山町の割合が最終的には1,080万円ということになりました。

それから、維持管理費の関係なのですけれども、失礼、失礼。徴収委託ですね。その徴収委託については、800円というのは去年ではなくて、ずっと、一応これを制度を、委託をお願いしたときに800円ということで、余りこれ言ってしまっはあれですけれども、最終的にはそれが400円になり200円になったということでございまして、昨年度も同じ金額でございました。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。わかりました。

市野川流域下水道、この負担金なのですが、そうしますと、今後もその傾向で減っていくというふうに見てよろしいのかどうか、伺いたと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 市野川水循環センターの建設費の負担なのですけれども、減っていくと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 何年ぐらいで、何年度でこれはでは終わるのでしょうか。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 まだまだ続いています。

○川口浩史委員 ちょっとわからないですか。

〔「ちょっと、じゃいいですか」と言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 はい。では、すみません。

○高橋兼次副町長 ちょっと私のほうから補足的に。

○河井勝久委員長 では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今、市野川の循環センターについて、一定の整備が終わって、それで今処理をしていると。今後処理の流量がどういうふうになっているかによって、また施設を増設しなければいけないかというようなことが出る場合には、またそれなりに事業費かかってまいりますけれども、このところしばらくそういう必要もないというふうに言われておりまして、ただ、流域下水道を維持していく以上、当然負担金というのは、今度はこういう設備を整えなければいけないとかというのが出てくれば、それはそれでまた、3町の

負担金というのは出てくるということです。基本的には大方の整備は終わりましたので、そんなに大きなものというのは、以前はいわゆる現在の浄化方式から違う浄化方式に変えていこうという計画もあったようなのですけれども、その辺は県がそういう必要もないのではないかというふうなことになりましたので、大幅な、たくさん事業費がかかるようなことは今後は余り考えられないのではないかなというふうなことです。

したがって、何年になくなるということはないのですけれども、負担金がそんなにこう極端にふえていくというのは今後余り考えられないのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 357 ですが、下水道の使用料が減額になっているわけですが、使用者が払うというこっちの負担はわかりますが、新たに川島地区が供用開始になりますよね。ただ、接続しない家庭なんかももちろん出てくるのですが、大字、既存のこの下水道区域の中で、既存のというか今まで大字菅谷とかこの中で接続しなかった家庭に対して接続を啓蒙するという、それなどのことは展開はどのようなのでしょうか。かつまた、川島地区もやっぱり接続を進める努力もしなければいけないと思うのですが、その辺の対応についてお伺いします。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。

使用料が減った理由については、前回補正のときにもお話ちょっとしたのですけれども、花見台ほかの大口の使用者のところのがずっと減っていたのですよね。それで、ちょっと前年対比をちょっと言いますと、4月分が20年度、21年度で73.46%だったですね。6月分が82.63%、8月分が92.26%、10月分が98.24ということで、大分上がっているのは上がっているわけですね。ですから、去年の当初、去年の補正の時点では、去年わからなかったのでかなり下げましたよね、使用料。だから、若干回復していますので、21年度についても使用料は補正のときよりも若干は増額が見込めるかなというふうには今の時点では考えております。ですから、大きなその理由については、この大きなところのほうが減っていたということで。

それで、使用料をふやす方策でいろいろなのですけれども、広報等に掲載をして、下水の供用開始をしたらぜひお願いをしますというふうなことではやっておりまして、21年度については今まで114件ですか、が新規につながっていただいておりますので、そういったところの新規の使用料の増は見込めるのですけれども、やはり大きいところの使用料が減っていると全体への影響は大きいというふうなことなのですね。

そういうことで以上です。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 それは、大きな数字的なことはそうなのですが、ただせっかく下水道整備をして、それが活用されない家庭がそのままになってしまうというのは、確かにそれは接続するにはそれはまた費用もかかるわけですが、それらの対策については予算措置をしたりしながらやっていくわけですが、その辺の手当てを今後どうするか、新たなものが必要になってくるものか。

○河井勝久委員長 いいですか。小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 委員さんおっしゃるとおりなのですが、ですから広報としては、広報は年3回行っておりました。それで、個人通知も年1回出しております。こういうふうに啓発活動はやっているのですが、なかなかやはりお金がかかることありますので、またいろいろの工事の説明会等でもぜひ早くお願いをしたいというふうにはお願いしております。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 いい、なくていいです。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 総括質疑がございません。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第18号議案 平成22年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 6時21分

再 開 午後 6時23分

○河井勝久委員長 会議を開きます。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○河井勝久委員長 第19号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 県水の受水量が、これ費用ですけれども、費用がこう減っているわけですね。これちょっと説明があったのですが、県のほうも減らすことに同意するようになった結果減るようになったのか伺いたいと思います。

それと、給水量、給水量でいいのか。若干これも減っているわけですね、有収水量も。そういう結果県水も減ったということになるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、有収率、思ったより低くはなかったということをおっしゃって、88%であったということで、88%というのはこの新年度を見る数字だったのかどうか、すみません。その数字だったのかどうかを伺いたいと思います。ページは、すみません。392、393 です。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 県水の受水量なのですけれども、新年度は、すみません。県水の受水量なのですけれども、平成22年度については1日当たり1,940立米ということで、年間だと70万8,100立米ということで去年より減っております。これについては、ですから県のほうも認めてもらったということでございます。

それから、有収率のことですけれども、88%という、21年度についても大体88%ぐらいで終わるかなと思っております。ですから、22年度につき

ましても 88%で何とかいけるのではないかなと思ひまして、この数字で上げさせていただきました。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 これ去年も話したのだと思うのですが、ちょっとメモがありますね。鳩山は県水の契約力を下げたと。これ去年ですけれども。そういうことから嵐山も努力すべきだということでお話したのですけれども、結果的にこういうことで下がったというのは私はいいかかと、自己水、高いですけれども、自己水のほうが高くなるという計算なのですが、利用できるのはよかったですかなというふうに思います。さらに頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、有収率の件なのですが、この前毛呂山の議員に聞きましたら、毛呂山では 95%超えているような話だったのですよ。ちょっと驚異的な数字だなんて私なんか思ったのですけれども、実際そういう数字が出されているのだと、議会に。ちょっと嵐山は 90%いったことはないのではないですか。やっぱり努力をしていただきたいというふうに思うのですが、ただ管が古いのがあるとどうしても漏れてしまうということがあると思います。ちょっと心配な管というのはどのくらいあるのかどうか伺って、少なくとも 90%以上の有収率を確保するにはどうしたらいいか、課題として何か、何があるのか伺えればと思うのですけれども。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 県水の受水についてさらに頑張っていたきたいということなので、頑張りたいと思います。

それから、有収率の関係なのですけれども、毛呂山町は 95%ということですが、ちょっとほかの市町村の数字というのは持っていないのですが、平均的には 90、町村だと 90 は、平均 90%ぐらいかなと、90 を割っていると思います。やはりちょっと数字がないのですが、90 を全国平均だと割っていますね。ですから、嵐山町も 90%を超えたのは2回ありまして、私になってから急に減ってしまったのですね。前のときはなかったのですが、それについては申しわけないなと思っているのですが、少しこのところでまた 85%ぐらい減って、今また若干こういうふうには 88 ぐらいまでに回復をしているということでございます。ですから、これについては管、いろいろ漏水調査だとか、そういうことも行いまして、漏水箇所の発見については努めて今努力していますので、またいつもの石綿管等の管はもうなくなったということで、老朽化についても随時新しいものと取りかえておりますので、引き続き努力はしているということでご理解いただきたいと思います。

どのくらいの割合か、ちょっと申しわけありませんが、老朽管がどのぐらいあるかで、ちょっと申しわけありませんけれども、数字的にはわかりません。

○河井勝久委員長 富岡副課長。

○富岡文雄上下水道課施設担当副課長 心配な管がどのくらいあるかということですが、現在水道管、ダクタイトイル鑄鉄管がメインで、ダクタイトイル鑄鉄管。

〔「ラクサイル」と言う人あり〕

○富岡文雄上下水道課施設担当副課長 ダクタイトイル。

〔「ダクタイトイル」と言う人あり〕

○富岡文雄上下水道課施設担当副課長 ええ。ダクタイトイル鑄鉄管という名称の鉄管です。これがメインで現在布設がえは行っております。

ちなみにビニール管、これが現在 48%、それからポリエチレン管が 1.8%、これは 20 年度決算ですが、これが心配な管ということでもないので、一応鉄以外の管がこの 2 種類、48%と 1.8%、約半分です。それ以外はダクタイトイル鑄鉄管と鋼管あるいはステンレス管です。

以上です。

○川口浩史委員 心配な管があるのですから、ちょっと。ありがとうございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、1つ質問します。あれ専門用語でわからないですが、水道管のバイパスですか。間違っていたら教えてもらいたいのです。

けれども、10年計画というものがあると思うのですけれども、その計画内容を教えてもらいたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 10年計画というのはつくっておりますけれども、ここで教えていただきたいと言われまして、ただちょっと全体、町全体をなるべくバイパス、広がりがないようにして、回転するように、循環するようにやることがバイパスというのだと思っているのですけれども、ですからなるべくそういうふうに行きどまりの死に水をなくすような方策をとるということで10年計画もやっております。

以上です。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 では、10年に一遍というのではなく、北からとか南からとかここにありますがね。1年に大体どのぐらい、何メートルやるとかここにあると思うのですけれども、そのような計画を知りたいわけなのですけれども。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 22年度につきましては、予算案の参考のところ
で56、これは55ページのところに今年の管の布設をしたいと計画のほうは
載っていますけれども、ですからそれに基づいてこういうふう随時計画し

て布設していくということで、今年度については予算案の参考資料の 55 ページがその資料だということです。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 では、確認なのですから、10 年間で一応これ契約できると考えていいのですか。終了するという事です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 ですから、今現在でやっているその 10 年計画については、それで終わるということで、それがまたほかのところではそういうふうにと考えるということで、それはだんだん変わっていくということでご理解いただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 富岡副課長。

○富岡文雄上下水道課施設担当副課長 先ほどダクタイル鑄鉄管、それからステンレス管以外の塩化ビニール管とポリ管が約半分あると説明をしましたがけれども、それらの管については今後ダクタイル鑄鉄管等に布設がえをしていく予定でありますので、だから 10 年で終わりというのではなくて、10 年過ぎればまたその先も 10 年計画、そういう形で計画を、古い管からこう順番に、そういう計画を立ててやっているわけです。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 総括質疑はございません。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 討論を終結いたします。

これより第19号議案 平成22年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○河井勝久委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○河井勝久委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案7件の審査はすべて終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議をされ、大変ご苦労さまでした。また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆さんにはお忙しい中出席をいただきましてまことにありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、そのようにさせていただきます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時37分)